

## 政治資金監査に関する研修テキストの改定新旧対照表

旧	新	改定の概要
<p data-bbox="409 321 1032 405" style="text-align: center;">はじめに ～政治資金監査マニュアルの運用に当たって～</p> <p data-bbox="127 531 1314 867">昨年、事務所費や光熱水費等の政治団体の支出について様々な報道・批判が行われ、政治資金の使途に対する国民の政治不信が高まったことを受け、第168回国会（臨時国会）では、与野党間での精力的な協議の結果、国会議員が関係する政治団体を明確にした上で、これに該当する政治団体に対して登録政治資金監査人による政治資金監査を義務付けること等を内容とする政治資金規正法の改正案が可決・成立し、平成20年4月1日、政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の策定等を所掌する政治資金適正化委員会が総務省に設置された。</p> <p data-bbox="127 888 1314 1056">これを受けて、今般、政治資金適正化委員会において策定した政治資金監査マニュアルは、「登録政治資金監査人の行う政治資金監査の質の確保と政治資金監査業務の一般化・標準化を図るもの」であり、登録政治資金監査人は、本マニュアルに基づいて政治資金監査を実施することが求められるものである。</p> <p data-bbox="127 1077 1314 1497">本マニュアルは、改正法の目的でもある政治資金に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上に対する国民の要請に応えると同時に、政治資金監査制度の円滑な導入・運用を図るには登録政治資金監査人の責任と負担にも留意することが必要であるということ踏まえ、様々な観点から議論を深めつつ、政治資金適正化委員会発足後概ね半年という限られた期間の中でとりまとめたものである。政治資金監査が行われるのは一般的には平成22年1月以降であるが、国会議員関係政治団体の届出が平成20年10月から行われ、当該団体においては平成21年1月からすべての支出について領収書等の徴収・保存義務が課されること等から、事前に政治資金監査の内容を明らかにすることが必要であるとの判断によるものである。</p> <p data-bbox="127 1518 1314 1749">しかしながら、政治資金監査制度は、世界にも類を見ない制度と言われており、登録政治資金監査人となる弁護士、公認会計士、税理士にとって初めてであるだけでなく、政治資金監査を受ける政治団体にとっても全くの新しい試みであり、法改正後、実際に政治資金監査が行われるまで一定の期間があるとはいえ、実務面で双方が遺漏なく対応するためには相当の準備を要するものと思われる。</p> <p data-bbox="127 1770 1314 1896">このような中で、本マニュアルについては、各士業団体や政党・政治団体等からのご意見も踏まえ、現時点で考え得る限りの検討を尽くしたところであるが、実際の運用に際しては、本マニュアルが想定しない様々な場面に直面することも考えられるところである。</p>	<p data-bbox="1626 321 2249 405" style="text-align: center;">はじめに ～政治資金監査マニュアルの運用に当たって～</p> <p data-bbox="1344 531 2531 867">昨年、事務所費や光熱水費等の政治団体の支出について様々な報道・批判が行われ、政治資金の使途に対する国民の政治不信が高まったことを受け、第168回国会（臨時国会）では、与野党間での精力的な協議の結果、国会議員が関係する政治団体を明確にした上で、これに該当する政治団体に対して登録政治資金監査人による政治資金監査を義務付けること等を内容とする政治資金規正法の改正案が可決・成立し、平成20年4月1日、政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の策定等を所掌する政治資金適正化委員会が総務省に設置された。</p> <p data-bbox="1344 888 2531 1056">これを受けて、今般、政治資金適正化委員会において策定した政治資金監査マニュアルは、「登録政治資金監査人の行う政治資金監査の質の確保と政治資金監査業務の一般化・標準化を図るもの」であり、登録政治資金監査人は、本マニュアルに基づいて政治資金監査を実施することが求められるものである。</p> <p data-bbox="1344 1077 2531 1497">本マニュアルは、改正法の目的でもある政治資金に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上に対する国民の要請に応えると同時に、政治資金監査制度の円滑な導入・運用を図るには登録政治資金監査人の責任と負担にも留意することが必要であるということ踏まえ、様々な観点から議論を深めつつ、政治資金適正化委員会発足後概ね半年という限られた期間の中でとりまとめたものである。政治資金監査が行われるのは一般的には平成22年1月以降であるが、国会議員関係政治団体の届出が平成20年10月から行われ、当該団体においては平成21年1月からすべての支出について領収書等の徴収・保存義務が課されること等から、事前に政治資金監査の内容を明らかにすることが必要であるとの判断によるものである。</p> <p data-bbox="1344 1518 2531 1749">しかしながら、政治資金監査制度は、世界にも類を見ない制度と言われており、登録政治資金監査人となる弁護士、公認会計士、税理士にとって初めてであるだけでなく、政治資金監査を受ける政治団体にとっても全くの新しい試みであり、法改正後、実際に政治資金監査が行われるまで一定の期間があるとはいえ、実務面で双方が遺漏なく対応するためには相当の準備を要するものと思われる。</p> <p data-bbox="1344 1770 2531 1896">このような中で、本マニュアルについては、各士業団体や政党・政治団体等からのご意見も踏まえ、現時点で考え得る限りの検討を尽くしたところであるが、実際の運用に際しては、本マニュアルが想定しない様々な場面に直面することも考えられるところである。</p>	

したがって、今後、政治資金適正化委員会においては、実際に政治資金監査が行われる前の段階から、本マニュアルに関して政治資金適正化委員会に寄せられた質問、意見等については、できる限り速やかに検討を行い、見解を明らかにしていくこととしている。また、政治資金監査制度の運用状況を慎重に見極めながら、本マニュアルに定める手続きが実際の運用にそぐわない場合などには、必要に応じ本マニュアルの見直しを図り、その内容に改善を加えていくことが必要であり、このことが政治資金監査制度の定着に資するものとする。

平成20年10月

政治資金適正化委員会

委員長 上 田 廣 一  
池 田 隼 啓  
小見山 満  
谷 口 将 紀  
牧之内 隆 久

したがって、今後、政治資金適正化委員会においては、実際に政治資金監査が行われる前の段階から、本マニュアルに関して政治資金適正化委員会に寄せられた質問、意見等については、できる限り速やかに検討を行い、見解を明らかにしていくこととしている。また、政治資金監査制度の運用状況を慎重に見極めながら、本マニュアルに定める手続きが実際の運用にそぐわない場合などには、必要に応じ本マニュアルの見直しを図り、その内容に改善を加えていくことが必要であり、このことが政治資金監査制度の定着に資するものとする。

平成20年10月

政治資金適正化委員会

委員長 上 田 廣 一  
池 田 隼 啓  
小見山 満  
谷 口 将 紀  
牧之内 隆 久

(追加)

政治資金監査に関する具体的な指針の改定に当たって

政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）は、国会議員が関係する政治団体に対して義務付けられた政治資金監査の具体的な方針を定めるものとして、平成20年10月に策定された。登録政治資金監査人は、政治資金監査マニュアルに基づいて政治資金監査を実施することが求められ、実際に政治資金監査が行われているところである。

他方、本マニュアルの策定にあたっては、政治資金適正化委員会の設立後約半年という限られた期間の中で検討、とりまとめを行ったものであり、当初より必要に応じ見直しを図り、その内容に改善を加えていくものとされていた。今般、その後の政治資金監査の実務の進展や、本マニュアルに関して政治資金適正化委員会に寄せられた質問、意見を踏まえ、本マニュアルの内容がより分かりやすいものとなるよう、改定を行った。

改定にあたっては、①政治資金監査を実際に行うに当たって問題となった点について、政治資金適正化委員会が整理・公表した見解から、必要なものを追加すること、②従来のマニュアルの内容については、より分かりやすい表現・構成に改めること、の2点を中心に記載内容を吟味し、政治資金監査に際して必要な事項が盛り込まれるよう留意した。

今回の改定を踏まえ、政治資金監査の着実な実施と、政治資金監査制度の一層の定着を期待するところである。

平成22年〇月

政治資金適正化委員会

委員長 上 田 廣 一

池 田 隼 啓

小見山 満

谷 口 将 紀

牧之内 隆 久

○「政治資金監査に関する具体的な指針の改定に当たって(案)」を追加(政治資金監査における取扱いに変更が無かった場合には、事務局名にて送付文を添付するにとどめる)。

## I. 政治資金監査の目的

### 1. 政治資金規正法の目的・基本理念

1. 政治資金規正法は、政治活動の公明と公正を確保し、それにより民主政治の健全な発達に寄与することを目的とするものである。

#### 政治資金規正法の「目的」

##### 【参照条文】

(目的)

第1条 この法律は、議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする。

2. 政治資金の収支の状況を明らかにすることがこの法律の本来の目的であり、これに対する判断は国民にゆだね、政治献金についての国民の自発的意思を抑制することのないように、適切に運用すべきこととされている。

#### 政治資金規正法の「基本理念」

##### 【参照条文】

(基本理念)

第2条 この法律は、政治資金が民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財であることにかんがみ、その収支の状況を明らかにすることを旨とし、これに対する判断は国民にゆだね、いやすくも政治資金の拠出に関する国民の自発的意思を抑制することのないように、適切に運用されなければならない。

2 政治団体は、その責任を自覚し、その政治資金の収受に当たっては、いやすくも国民の疑惑を招くことのないように、この法律に基づいて公明正大に行わなければならない。

## I. 政治資金監査の目的

### 1. 政治資金規正法の目的・基本理念

1. 政治資金規正法は、政治活動の公明と公正を確保し、それにより民主政治の健全な発達に寄与することを目的とするものである。

#### 政治資金規正法の「目的」

##### 【参照条文】

(目的)

第1条 この法律は、議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする。

2. 政治資金の収支の状況を明らかにすることがこの法律の本来の目的であり、これに対する判断は国民にゆだね、政治献金についての国民の自発的意思を抑制することのないように、適切に運用すべきこととされている。

#### 政治資金規正法の「基本理念」

##### 【参照条文】

(基本理念)

第2条 この法律は、政治資金が民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財であることにかんがみ、その収支の状況を明らかにすることを旨とし、これに対する判断は国民にゆだね、いやすくも政治資金の拠出に関する国民の自発的意思を抑制することのないように、適切に運用されなければならない。

2 政治団体は、その責任を自覚し、その政治資金の収受に当たっては、いやすくも国民の疑惑を招くことのないように、この法律に基づいて公明正大に行わなければならない。

## 2. 今般の政治資金規正法改正の経緯

3. 一方、事務所費や光熱水費等の政治団体の支出について、様々な報道・批判が行われ、政治資金の使途に対する国民の政治不信が高まったところである。
4. このような政治資金の使途に対する国民の政治不信を払拭するため、平成19年12月、政治資金規正法の改正案が議員立法として提案され、改正法が成立した。
5. この改正法の考え方は、国会議員が関係する政治団体の範囲を法律上明確にし、これに該当する政治団体に対して、収支報告の適正の確保と透明性の向上のために一定の義務を課すものである。
6. 具体的には、国会議員関係政治団体については、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、収支報告書、会計帳簿、領収書等について、政治資金適正化委員会が行う研修を修了した登録政治資金監査人（政治資金適正化委員会の登録を受けた弁護士、公認会計士及び税理士）による政治資金監査を受けること等が義務付けられた。

(追加)

## 3. 政治資金監査の基本的性格

7. 新たに創設された政治資金監査制度は、国会議員関係政治団体の収支報告の適正の確保を図ることを目的として、以下に掲げる基本的性格を有するものであり、制度の運用や政治資金監査の実施に当たっては、この基本的性格を十分に踏まえることが必要である。

## 2. 政治資金監査導入の経緯

3. 一方、事務所費や光熱水費等の政治団体の支出について、様々な報道・批判が行われ、政治資金の使途に対する国民の政治不信が高まったところである。
4. このような政治資金の使途に対する国民の政治不信を払拭するため、平成19年12月、政治資金規正法の改正案が議員立法として提案され、改正法が成立した。
5. この改正法の考え方は、国会議員が関係する政治団体の範囲を法律上明確にし、これに該当する政治団体に対して、収支報告の適正の確保と透明性の向上のために一定の義務を課すものである。
6. 具体的には、国会議員関係政治団体については、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、収支報告書、会計帳簿、領収書等について、政治資金適正化委員会が行う研修を修了した登録政治資金監査人（政治資金適正化委員会の登録を受けた弁護士、公認会計士及び税理士）による政治資金監査を受けること等が義務付けられた。

### 政治資金監査の範囲

現行の政治資金監査は、外部性を有する第三者が、会計帳簿及び収支報告書に計上されたすべての支出と領収書等を突合し、これらの書類の記載が整合的かどうかを外形的に確認するものであり、収入はその対象としていない。

これは、政治資金の透明性の向上を図りつつ、同時に政治活動の自由の確保の要請にも応えるべく、各政党間における協議の結果、現行制度とすることで合意され、その旨が政治資金規正法に定められたものである。

## 3. 政治資金監査の基本的性格

7. 新たに創設された政治資金監査制度は、国会議員関係政治団体の収支報告の適正の確保を図ることを目的として、以下に掲げる基本的性格を有するものであり、制度の運用や政治資金監査の実施に当たっては、この基本的性格を十分に踏まえることが必要である。

○表現を変更。

○政治資金監査の範囲について、より適切な位置に説明を移動し、表現を変更。

8. 政治資金監査は、外部性を有する第三者による監査である。
- 政治団体の収支報告書については、総務大臣及び都道府県の選挙管理委員会において審査が行われているが、これは収支報告書の形式や収支報告書に記載すべき事項の記載が十分であるかどうかについて、行政庁の職員が形式的に審査するものである。政治資金監査は、収支報告書のみならず、国会議員関係政治団体の内部資料である会計帳簿や領収書等の現物を含め、外部性を有する第三者が国会議員関係政治団体のすべての支出をチェックする制度である。これにより、当該国会議員関係政治団体のすべての支出について、支出の相手先、目的、金額、年月日等が外部的な目で確認されることになり、内部のみで処理されることによって生じうる誤りを防ぐとともに、これまで以上に収支報告の適正の確保と透明性の向上を図ることができるものと期待される。したがって、政治資金監査においては、外部性の確保が重要であり、国会議員関係政治団体と一定の関係を有する登録政治資金監査人は当該国会議員関係政治団体に対する政治資金監査業務を行うことができない。

#### 「支出」の確認

政治資金監査は支出のみを対象とし、収入はその対象とはしていない。政治資金規正法改正に当たっては、事務所費や光熱水費等の政治資金の用途に関する一連の問題を受けて、これら政治資金の用途に対する国民の政治不信を払拭するため、各政党間における協議の結果、政治活動の自由の確保の観点も踏まえ、支出の面に限って、政治資金監査の導入を含む収支報告の適正の確保と透明性の向上を図るための方策が講じられたものである。

#### 「一定の関係を有する」とは

国会議員関係政治団体と一定の関係を有するとは、法第19条の13第5項に規定する関係をいい、具体的には、「Ⅱ. 1. (2) 業務制限」に該当する場合をいう。

【参照条文】(略)

9. 政治資金監査は、職業的専門家による監査である。
- 政治資金監査を行うのは、政治資金適正化委員会に登録政治資金監査人として登録を受けた弁護士、公認会計士及び税理士である。それぞれ法律、監査及び会計並びに税務に関する国家資格を有する専門家として、高い能力と識見を有するとともに、公共的使命を担うものとされている。加えて、登録政治資金監査人は、政治資金監査の実施に当たっては、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了することが要件とされている。政治資金監査は、このような職業的専門家が、その知識と経験を生かして公正かつ誠実に監査を行うものであり、政治資金の適正化に資する質の高い監査とすることが期待される。

8. 政治資金監査は、外部性を有する第三者が行うものである。
- 政治団体の収支報告書については、総務大臣及び都道府県の選挙管理委員会において審査が行われているが、これは収支報告書の形式や収支報告書に記載すべき事項の記載が十分であるかどうかについて、行政庁の職員が形式的に審査するものである。政治資金監査は、収支報告書のみならず、国会議員関係政治団体の内部資料である会計帳簿や領収書等の現物を含め、外部性を有する第三者が国会議員関係政治団体のすべての支出をチェックする制度である。これにより、当該国会議員関係政治団体のすべての支出について、支出の相手先、目的、金額、年月日等が外部的な目で確認されることになり、内部のみで処理されることによって生じうる誤りを防ぐとともに、これまで以上に収支報告の適正の確保と透明性の向上を図ることができるものと期待される。したがって、政治資金監査においては、外部性の確保が重要であり、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体との間に密接な身分関係を有する登録政治資金監査人については、政治資金規正法において業務制限が設けられている。

(削除)

(削除)

9. 政治資金監査は、職業的専門家が行うものである。
- 政治資金監査を行うのは、政治資金適正化委員会に登録政治資金監査人として登録を受けた弁護士、公認会計士及び税理士である。それぞれ法律、監査及び会計並びに税務に関する国家資格を有する専門家として、高い能力と識見を有するとともに、公共的使命を担うものとされている。加えて、登録政治資金監査人は、政治資金監査の実施に当たっては、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了することが要件とされている。政治資金監査は、このような職業的専門家が、その知識と経験を生かして公正かつ誠実に\_\_\_\_\_行うものであり、政治資金の適正化に資する質の高いものとすることが期待される。

○「監査」という用語は、公認会計士法上の監査等と誤解されるおそれがあるため、表現を変更。

○業務制限規定に該当する関係性について、表現を統一。

○表現を変更し、p. 5へ移動。

○マニュアル本文の表現の統一に伴い削除。

○表現を変更。

<p>・ なお、この政治資金監査は、公認会計士の行う監査証明業務に該当しないものである。したがって、政治資金監査報告書は、国会議員関係政治団体の収支報告書や会計帳簿等の適正性・適法性について、意見表明を求めるものではない。</p> <p>10. 政治資金監査は、会計事務に対する<u>外形的・定型的な監査</u>である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政治資金監査は、政治資金規正法及び政治資金監査に関する具体的な指針（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に従って、国会議員関係政治団体が管理すべき会計帳簿等の書類が保存されているかどうか、それらの書面の記載が整合的かどうかを外形的・定型的に確認する業務である。また、政治資金監査を行うに当たっては、いうまでもなく国会議員関係政治団体の政治活動の自由を尊重することが求められるものであり、政治資金の用途の妥当性を評価するものではない。</li> <li>登録政治資金監査人は、第三者に対する調査や資料要求を行う権限を付与されていないことから、もっぱら会計責任者の責任において作成、提出された資料及び会計責任者の説明に基づき、支出の状況を確認することが期待される。この場合、政治資金監査の<u>適正さ</u>を確保するため、政治資金監査は当該国会議員関係政治団体の事務所において行い、<u>領収書</u>等の関係書類は現物を確認しなければならない。</li> </ul> <p>11. 政治資金監査は、当事者間の相互信頼に基づく<u>監査</u>である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政治資金監査は、登録政治資金監査人と国会議員関係政治団体との双方の当事者間の契約に基づいて行われる業務であり、本指針に基づく政治資金監査を効率的かつ効果的に行うためには、一連の政治資金監査手続において会計責任者の協力が不可欠であり、また円滑な政治資金監査の実施は当該国会議員関係政治団体にとっても有益である。</li> <li>国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、登録政治資金監査人の政治資金監査を受けなければならない。他方、登録政治資金監査人は、政治資金監査を行ったときは、政治資金監査報告書を作成しなければならない。各当事者は、相互信頼に基づいて、それぞれの義務を果たすことが期待される。</li> </ul>	<p>・ なお、この政治資金監査は、公認会計士の行う監査証明業務に該当しないものである。したがって、政治資金監査報告書は、国会議員関係政治団体の収支報告書や会計帳簿等の適正性・適法性について、意見表明を求めるものではない。</p> <p>10. 政治資金監査は、会計事務に対して<u>外形的・定型的に行われるもの</u>である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政治資金監査は、政治資金規正法及び政治資金監査に関する具体的な指針（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき、国会議員関係政治団体が管理すべき会計帳簿等の書類が保存されているかどうか、それらの書面の記載が整合的かどうかを外形的・定型的に確認する業務である。また、政治資金監査を行うに当たっては、いうまでもなく国会議員関係政治団体の政治活動の自由を尊重することが求められるものであり、政治資金の用途の妥当性を評価するものではない。</li> <li>登録政治資金監査人は、第三者に対する調査や資料要求を行う権限を付与されていないことから、もっぱら会計責任者の責任において作成、提出された資料及び会計責任者の説明に基づき、支出の状況を確認することが期待される。この場合、政治資金監査の適正さを確保するため、政治資金監査は当該国会議員関係政治団体の事務所において行い、<u>会計帳簿</u>等の関係書類は現物を確認しなければならない。</li> </ul> <p>11. 政治資金監査は、当事者間の相互信頼に基づき<u>行われるもの</u>である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政治資金監査は、登録政治資金監査人と国会議員関係政治団体との双方の当事者間の契約に基づいて行われる業務であり、本指針に基づく政治資金監査を効率的かつ効果的に行うためには、一連の政治資金監査手続において会計責任者の協力が不可欠であり、また円滑な政治資金監査の実施は当該国会議員関係政治団体にとっても有益である。</li> <li>国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、登録政治資金監査人の政治資金監査を受けなければならない。他方、登録政治資金監査人は、政治資金監査を行ったときは、政治資金監査報告書を作成しなければならない。各当事者は、相互信頼に基づいて、それぞれの義務を果たすことが期待される。</li> </ul>	<p>○表現を変更。</p> <p>○表現を統一。</p> <p>○表現を統一（概括的説明部分のため、定義はp. 14に据え置き）</p> <p>○表現を変更。</p>
--	--	--

### 形式的な審査との違い

政治資金監査においては、

- ① 外部性を有する第三者、かつ職業的専門家である\_\_\_\_\_監査人が、国会議員関係政治団体の内部書類である会計帳簿や領収書等を含め確認を行うこと
- ② 会計帳簿及び収支報告書と支出の裏付けとなるすべての領収書等とを突合させる全数調査により実施すること
- ③ \_\_\_\_\_国会議員関係政治団体の\_\_\_\_\_事務所で実施するとともに、会計帳簿、領収書等の関係書類については、写しでなくその現物を確認すること

等により、収支報告書を提出する前の段階で支出内容の不明確さを排除することが可能となるものであり、これまで以上に収支報告の適正の確保と透明性の向上を図ることができるものと期待されている。

さらに、政治資金規正法上、記載が求められていない領収書等のあて名\_\_\_\_\_、収支報告書に明細を記載することを要しない人件費の支出の状況、書面監査\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_において発見した関係法令上の問題点の確認等、政治資金監査マニュアルに基づき、政治資金監査の信頼性を高めるため、形式的チェックにとどまらない内容についても踏み込んで確認することとしている。

#### 4. 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の位置付け

12. 政治資金監査マニュアルは、登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たっての具体的な指針を示すとともに、登録政治資金監査人の行う政治資金監査の質の確保と政治資金監査業務の一般化・標準化を図るものであり、登録政治資金監査人は、この政治資金監査マニュアルに準拠して政治資金監査を行うことが求められる。

### 形式的な審査との違い

政治資金監査においては、

- ① 外部性を有する第三者、かつ職業的専門家である登録政治資金監査人が、国会議員関係政治団体の内部書類である会計帳簿や領収書等を含め確認を行うこと
- ② 会計帳簿及び収支報告書と支出の裏付けとなるすべての領収書等とを突合させる全数調査により実施すること
- ③ 原則として、国会議員関係政治団体の主たる事務所で実施するとともに、会計帳簿\_\_\_\_\_等の関係書類については、写しでなくその現物を確認すること

等により、収支報告書を提出する前の段階で支出内容の不明確さを排除することが可能となるものであり、これまで以上に収支報告の適正の確保と透明性の向上を図ることができるものと期待されている。

さらに、政治資金規正法上、記載が求められていない領収書等のあて名のうち1件1万円を超える支出に係るもの、収支報告書に明細を記載することを要しない人件費の支出の状況、書面監査（政治資金規正法第19条の13第2項各号に掲げられた、会計帳簿や領収書等の保存状況、記載内容等の確認）において発見した関係法令上の問題点の確認等、政治資金監査マニュアルに基づき、政治資金監査の信頼性を高めるため、形式的チェックにとどまらない内容についても踏み込んで確認することとしている。

#### 4. 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の位置付け

12. 政治資金監査マニュアルは、登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たっての具体的な指針を示すとともに、登録政治資金監査人の行う政治資金監査の質の確保と政治資金監査業務の一般化・標準化を図るものであり、登録政治資金監査人は、この政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行うことが求められる。

○表現を変更。

○政治資金監査は、原則として、国会議員関係政治団体の主たる事務所で行うことを記載上も明記。

○1件1万円を超える領収書等（高額領収書等）についてのみ、あて名の確認をすることを明記。

○定義を追加。

○表現を統一。



(追加)

**政治資金監査マニュアルの政治資金規正法上の位置付け**【参照条文】(登録政治資金監査人による政治資金監査)第19条の13 (略)2 前項の政治資金監査は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき、次の各号に掲げる事項について行うものとする。一 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書が保存されていること。二 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。三 第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。四 領収書等を徴し難かつた支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。3～6 (略)政治資金規正法施行規則 (昭和50年自治省令第17号)第12号様式の4 (第14条の2の2関係)(備考)3 政治資金監査報告書は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき、作成すること。

○政治資金監査マニュアルの位置付けについて、法令上の根拠を明記。



4. 登録政治資金監査人は、以下のいずれかに該当するとき又は登録政治資金監査人から登録の抹消の申請があったときは、登録を抹消される（法第19条の23第1項）。
- ・ 弁護士、公認会計士又は税理士のいずれにも該当しなくなったとき（法第19条の23第1項第1号）
  - ・ 法第26条の6（政治資金監査報告書への虚偽記載）又は法第26条の7（秘密保持義務違反）の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から3年を経過しない者に該当するに至ったとき（法第19条の23第1項第2号）
  - ・ 懲戒処分により、弁護士、公認会計士又は税理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているものに該当するに至ったとき（法第19条の23第1項第2号）
  - ・ 法第19条の22第1項の規定により登録政治資金監査人の登録を取り消されたとき（法第19条の23第1項第3号）
5. 登録政治資金監査人は、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了しなければ政治資金監査を行うことができない（法第19条の13第1項・第19条の27第1項）。なお、研修を受けるときは、手数料を\_\_払う必要がある（法第19条の27第3項）。

## （2）業務制限

6. 登録政治資金監査人が、以下のいずれかに該当する場合には、当該登録政治資金監査人は、当該国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことはできない（法第19条の13第5項）。
- ・ 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者、会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者又はその配偶者
  - ・ 国会議員関係政治団体の役職員又はその配偶者
  - ・ 2号団体にあつては、当該団体が推薦し、若しくは支持する公職の候補者又はその配偶者

4. 登録政治資金監査人は、以下のいずれかに該当するとき又は登録政治資金監査人から登録の抹消の申請があったときは、登録を抹消される（法第19条の23第1項）。
- ・ 弁護士、公認会計士又は税理士のいずれにも該当しなくなったとき（法第19条の23第1項第1号）
  - ・ 法第26条の6（政治資金監査報告書への虚偽記載）又は法第26条の7（秘密保持義務違反）の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から3年を経過しない者に該当するに至ったとき（法第19条の23第1項第2号）
  - ・ 懲戒処分により、弁護士、公認会計士又は税理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているものに該当するに至ったとき（法第19条の23第1項第2号）
  - ・ 法第19条の22第1項の規定により登録政治資金監査人の登録を取り消されたとき（法第19条の23第1項第3号）
5. 登録政治資金監査人は、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了しなければ政治資金監査を行うことができない（法第19条の13第1項・第19条の27第1項）。なお、研修を受けるときは、手数料を支払う必要がある（法第19条の27第3項）。

## （2）業務制限

6. 登録政治資金監査人が、以下のいずれかに該当する場合には、当該登録政治資金監査人は、当該国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことはできない（法第19条の13第5項）。
- ・ 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者、会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者又はその配偶者
  - ・ 国会議員関係政治団体の役職員又はその配偶者
  - ・ 2号団体にあつては、当該団体が推薦し、若しくは支持する公職の候補者又はその配偶者
- なお、業務制限が設けられた趣旨は、政治資金監査の外部性の確保であることから、政治資金監査を行う時期だけではなく、政治資金監査契約を締結した日から政治資金監査報告書の日付までの期間は、上記業務制限に該当してはならない。

○表現を統一。

○政治資金監査に関するQ&A掲載事項を追加（以下同様）。

**「役職員」とは**

役員の範囲は、規約等の定めや役員会に参画しているかどうかなどそれぞれの団体の実態に応じて判断されることとなる。なお、役職員には、事務局の職員も含まれる

**「公職の候補者」とは**

公職とは、公職選挙法第3条に規定する公職、すなわち、衆議院議員、参議院議員（並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職）をいい、公職の候補者には、これらの候補者のほか、候補者となろうとする者及び現職の国会議員も含まれる。

**【参照条文】**

（定義等）

第3条 （略）

2・3 （略）

4 この法律において「公職の候補者」とは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の規定により候補者として届出があつた者、同法第86条の2若しくは第86条の3の規定による届出により候補者となつた者又は同法第86条の4の規定により候補者として届出があつた者（当該候補者となろうとする者及び同法第3条に規定する公職にある者を含む。）をいう。

5 （略）

公職選挙法（昭和25年法律第100号）

（公職の定義）

第3条 この法律において「公職」とは、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職をいう。

**「役職員」とは**

役員の範囲は、規約等の定めや役員会に参画しているかどうかなどそれぞれの団体の実態に応じて判断されることとなる。役職員には、事務局の職員も含まれるが、単に国会議員関係政治団体に入会し、会費等を支払っているだけの会員は、役職員には該当しない。

**「公職の候補者」とは**

公職とは、公職選挙法第3条に規定する公職、すなわち、衆議院議員、参議院議員（並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職）をいい、公職の候補者には、これらの候補者のほか、候補者となろうとする者及び現職の国会議員も含まれる。

**【参照条文】**

（定義等）

第3条 （略）

2・3 （略）

4 この法律において「公職の候補者」とは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の規定により候補者として届出があつた者、同法第86条の2若しくは第86条の3の規定による届出により候補者となつた者又は同法第86条の4の規定により候補者として届出があつた者（当該候補者となろうとする者及び同法第3条に規定する公職にある者を含む。）をいう。

5 （略）

公職選挙法（昭和25年法律第100号）

（公職の定義）

第3条 この法律において「公職」とは、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職をいう。

○政治資金監査に関するQ & A掲載事項を追加。

## 2. 登録政治資金監査人の職務

7. 登録政治資金監査人は、政治資金監査マニュアルに基づき、以下に掲げる事項について政治資金監査を行う（法第19条の13第2項）。
- ・ 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていること。
  - ・ 会計帳簿には国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。
  - ・ 収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。
  - ・ 領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。

## 「明細書」とは

明細書とは、政治団体の会計責任者に対して、当該政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために寄附を受け、又は支出をした者が提出するもので、以下の事項が記載されたものをいう。なお、「意思を通じて」とは、当該政治団体の代表者又は会計責任者と寄附を受けた者又は支出者との相互間に、当該政治団体のために寄附を受け、又は支出がされることについて意思の連絡がある場合をいう。

- ・ 寄附をした（支出を受けた）者の氏名
- ・ 住所
- ・ 職業
- ・ 支出の目的（※支出をした者である場合）
- ・ 金額
- ・ 年月日

【参照条文】（略）

8. 登録政治資金監査人は、政治資金監査を行ったときは、政治資金監査報告書を作成しなければならない（法第19条の13第3項）。

## 2. 登録政治資金監査人の職務

7. 登録政治資金監査人は、政治資金監査マニュアルに基づき、以下に掲げる事項について政治資金監査を行う（法第19条の13第2項）。
- ・ 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていること。
  - ・ 会計帳簿には国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。
  - ・ 収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。
  - ・ 領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。

（削除）

8. 登録政治資金監査人は、政治資金監査を行ったときは、政治資金監査報告書を作成しなければならない（法第19条の13第3項）。

○説明の重要性が低いことから、削除。

9. 登録政治資金監査人の職務は、国会議員関係政治団体の会計責任者が作成した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、政治資金規正法及び政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行い、政治資金監査報告書を作成することにある。したがって、会計帳簿等の関係書類の作成責任及び政治資金監査報告書を収支報告書に併せて提出する義務を登録政治資金監査人が負うものではない。

#### 「会計帳簿等の関係書類」とは

会計帳簿等の関係書類とは、収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書をいう。

### 3. 登録政治資金監査人の責任

10. 登録政治資金監査人の責任については、政治資金規正法において以下のとおり規定されている。

- ・ 登録政治資金監査人又は登録政治資金監査人であった者は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない（法第19条の28第1項）。また、登録政治資金監査人の使用人その他の従業者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務を補助したことについて知り得た秘密を漏らしてはならない（法第19条の28第2項）。
- ・ 法第19条の28の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる（法第26条の7）。
- ・ 政治資金監査報告書に虚偽の記載をした者は、30万円以下の罰金に処せられる（法第26条の6）。

11. なお、各士業法においても、以下のとおり責任の定めがある。

- ・ 登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たって弁護士、公認会計士又は税理士としての信用を傷つけ、品位を害するような行為をした場合には、弁護士法、公認会計士法又は税理士法上の信用失墜行為として懲戒処分の対象となり得る（弁護士法第56条第1項・公認会計士法第26条・税理士法第37条）。

9. 登録政治資金監査人の職務は、国会議員関係政治団体の会計責任者が作成した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、政治資金規正法及び政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行い、政治資金監査報告書を作成することにある。したがって、会計帳簿等の関係書類の作成責任及び政治資金監査報告書を収支報告書に併せて提出する義務を登録政治資金監査人が負うものではない。

（削除）

### 3. 登録政治資金監査人の責任

10. 登録政治資金監査人の責任については、政治資金規正法において以下のとおり規定されている。

- ・ 登録政治資金監査人又は登録政治資金監査人であった者は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない（法第19条の28第1項）。また、登録政治資金監査人の使用人その他の従業者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務を補助したことについて知り得た秘密を漏らしてはならない（法第19条の28第2項）。
- ・ 法第19条の28の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる（法第26条の7）。
- ・ 政治資金監査報告書に虚偽の記載をした者は、30万円以下の罰金に処せられる（法第26条の6）。

11. なお、各士業法においても、以下のとおり責任の定めがある。

- ・ 登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たって弁護士、公認会計士又は税理士としての信用を傷つけ、品位を害するような行為をした場合には、弁護士法、公認会計士法又は税理士法上の信用失墜行為として懲戒処分の対象となり得る（弁護士法第56条第1項・公認会計士法第26条・税理士法第37条）。

○記載の重複。

### Ⅲ. 国会議員関係政治団体

#### 1. 国会議員関係政治団体の定義

1. 国会議員関係政治団体とは、以下に掲げる政治団体（政党\_\_\_\_・政治資金団体及びいわゆる政策研究団体\_\_\_\_\_を除く。）をいう。

##### 【1号団体】

国会議員・候補者（候補者となろうとする者を含む。以下同じ。）が代表者である資金管理団体その他の政治団体（法第19条の7第1項第1号）

##### 【2号団体】

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18第1項の適用を受ける同項第4号に該当する政治団体\_\_\_\_\_のうち、特定の国会議員・候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（法第19条の7第1項第2号）

##### 【みなし1号団体】

政党支部であって、国会議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、国会議員・候補者が代表者であるもの（法第19条の7第2項）

#### 2. 国会議員関係政治団体の会計責任者の責務

2. 国会議員関係政治団体の会計責任者には、主に、以下に掲げる責務が課せられている。
- ・ 会計帳簿を備え、これに当該国会議員関係政治団体に係るすべての収入、支出及び金銭等の運用について、所定の事項を記載すること（法第9条第1項）。
  - ・ すべての支出について、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面を徴さなければならない\_\_\_\_\_こと（法第11条第1項・第19条の9）。
  - ・ 毎年12月31日現在で、当該国会議員関係政治団体に係るその年における収入、支出等を記載した収支報告書を、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出すること（法第12条第1項・第19条の10）。
  - ・ 会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び領収書等を徴し難かった支出の明細書等を、これらに係る収支報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければならないこと（法第16条第1項・第19条の11第2項）。
  - ・ 国会議員関係政治団体が行った支出のうち領収書等を徴し難い事情があったものについては、政治資金監査を受けるまでの間に、領収書等を徴し難かった支出の明細書等を作成しなければならないこと（法第19条の11第1項）。

### Ⅲ. 国会議員関係政治団体

#### 1. 国会議員関係政治団体の定義

1. 国会議員関係政治団体とは、以下に掲げる政治団体（政党本部・政治資金団体及びいわゆる政策研究団体・派閥を除く。）をいう。

##### 【1号団体】

国会議員・候補者（候補者となろうとする者を含む。以下同じ。）が代表者である資金管理団体その他の政治団体（法第19条の7第1項第1号）

##### 【2号団体】

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18第1項の適用を受ける同項第4号に該当する政治団体（いわゆる寄附金控除制度の適用を受ける団体）のうち、特定の国会議員・候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（法第19条の7第1項第2号）

##### 【みなし1号団体】

政党支部であって、国会議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、国会議員・候補者が代表者であるもの（法第19条の7第2項）

#### 2. 国会議員関係政治団体の会計責任者の責務

2. 国会議員関係政治団体の会計責任者には、主に、以下に掲げる責務が課せられている。
- ・ 会計帳簿を備え、これに当該国会議員関係政治団体に係るすべての収入、支出及び金銭等の運用について、所定の事項を記載すること（法第9条第1項）。
  - ・ すべての支出について、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面（以下「領収書等」という。）を徴すこと（法第11条第1項・第19条の9）。
  - ・ 毎年12月31日現在で、当該国会議員関係政治団体に係るその年における収入、支出等を記載した収支報告書を、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出すること（法第12条第1項・第19条の10）。
  - ・ 会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び領収書等を徴し難かった支出の明細書等を、これらに係る収支報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存する\_\_\_\_\_こと（法第16条第1項・第19条の11第2項）。
  - ・ 国会議員関係政治団体が行った支出のうち領収書等を徴し難い事情があったものについては、政治資金監査を受けるまでの間に、領収書等を徴し難かった支出の明細書等を作成する\_\_\_\_\_こと（法第19条の11第1項）。

○表現を変更。

○同上。

○表現を統一。

○同上。

○同上。

<p>3. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治団体の会計責任者として収支報告書を提出するときは、あらかじめ、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了した登録政治資金監査人の政治資金監査を受けなければならない（法第19条の13第1項）。</p> <p>4. なお、12月31日又は解散等により政治団体でなくなった日において、国会議員関係政治団体に該当しない政治団体であっても、年の途中において国会議員関係政治団体であった期間が<u>あ</u>る場合には、政治資金監査を受けなければならない。 この場合、国会議員関係政治団体であった期間についてのみならず、その年の全期間の支出に係る会計帳簿等の関係書類について政治資金監査を受けなければならないことに留意すること。このほか、年の途中で国会議員関係政治団体に該当しない期間のある政治団体の政治資金監査については「政治資金監査実施要領」の「I. 政治団体の区分に異動があった場合の留意事項」を参考にすること。</p> <p>5. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を当該収支報告書に併せて提出しなければならない（法第19条の14）。なお、法第19条の14の規定に違反して、政治資金監査報告書の提出をしなかった者は、5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金に処せられるが、政治資金監査報告書を収支報告書に併せて提出する義務を負っているのは会計責任者であり、登録政治資金監査人ではないこと（法第25条第1項第1の2号）。</p>	<p>3. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治団体の会計責任者として収支報告書を提出するときは、あらかじめ、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿等の関係書類 <u>について</u>、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了した登録政治資金監査人の政治資金監査を受けなければならない（法第19条の13第1項）。</p> <p>4. なお、12月31日又は解散等により政治団体でなくなった日において、国会議員関係政治団体に該当しない政治団体であっても、年の途中において国会議員関係政治団体であった期間が<u>あり、かつ、その年に収入又は支出を計上している</u>場合には、政治資金監査を受けなければならない。 この場合、国会議員関係政治団体であった期間についてのみならず、その年の全期間の支出に係る会計帳簿等の関係書類について政治資金監査を受けなければならないことに留意すること。 <u>_____</u> <u>_____</u></p> <p>5. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を当該収支報告書に併せて提出しなければならない（法第19条の14）。なお、法第19条の14の規定に違反して、政治資金監査報告書の提出をしなかった者は、5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金に処せられるが、政治資金監査報告書を収支報告書に併せて提出する義務を負っているのは会計責任者であり、登録政治資金監査人ではないこと（法第25条第1項第1の2号）。</p>	<p>○表現の整理。</p> <p>○法第19条の10の内容を正確に反映するため、内容を追加。</p> <p>○マニュアルの構成の変更。</p>
---	--	--



収支報告書の提出期限

国会議員関係政治団体の会計責任者が提出すべき収支報告書の提出期限は、以下のとおりである。

	国会議員関係政治団体 (※1)	国会議員関係政治団体 以外の政治団体
通常の場合(12月31日現在で提出する場合)	翌年5月末まで	翌年3月末まで
選挙の場合(※2)	翌年6月末まで	翌年4月末まで
政治団体が解散等した場合	解散等した日から 60日以内	解散等した日から 30日以内

(※1) 収支報告書に記載すべき収入及び支出があった年において国会議員関係政治団体であったものを含む。

(※2) 翌年1月から通常の場合の提出期限までの間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合をいう。

【参照条文】

法第19条の10による読替後の法第12条  
(報告書の提出)

第12条 政治団体の会計責任者(報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。)は、毎年12月31日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの(これらの事項がないときは、その旨)を記載した報告書を、その日の翌日から5月以内(その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合(第20条第1項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。)には、6月以内)に、第6条第1項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

2～4 (略)

収支報告書の提出先及び提出期限

政治団体の会計責任者が提出すべき収支報告書の提出先は、以下のとおりである。

- ・ 1つの都道府県の区域において主としてその活動を行う政治団体(政党及び政治資金団体を除く。以下同じ。) 主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会
- ・ 2以上の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域外の地域において、主としてその活動を行う政治団体 主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会を経て総務大臣

また、収支報告書の提出期限は、以下のとおりである。

	国会議員関係政治団体 (※1)	国会議員関係政治団体 以外の政治団体
通常の場合(12月31日現在で提出する場合)	翌年5月末まで	翌年3月末まで
選挙の場合(※2)	翌年6月末まで	翌年4月末まで
政治団体が解散等した場合	解散等した日から 60日以内	解散等した日から 30日以内

(※1) 収支報告書に記載すべき収入又は支出があった年において国会議員関係政治団体であったものを含む。

(※2) 翌年1月から通常の場合の提出期限までの間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合をいう。

【参照条文】

法第19条の10による読替後の法第12条  
(報告書の提出)

第12条 政治団体の会計責任者(報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。)は、毎年12月31日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの(これらの事項がないときは、その旨)を記載した報告書を、その日の翌日から5月以内(その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合(第20条第1項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。)には、6月以内)に、第6条第1項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

2～4 (略)

○説明を統合。

○表現を修正。

法第19条の10による読替後の法第17条

(解散の届出等)

第17条 政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつたときは、その代表者及び会計責任者であつた者は、その日から60日以内に、その旨及び年月日を、第6条第1項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に文書で届け出るとともに、第12条第1項の規定の例により、その日現在で、収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書を提出しなければならない。

2～4 (略)

#### 収支報告書に併せて提出すべきもの

収支報告書に併せて提出すべきものは、以下のとおりである。

- ・ 領収書等の写し、領収書を徴し難かつた支出の明細書、振込明細書の写し及び振込明細書に係る支出目的書 ( \_\_\_\_\_ 収支報告書に \_\_\_\_\_ 記載すべき支出に係るもの)
- ・ 政治資金監査報告書

#### 収支報告書の提出先

- ・ 1つの都道府県の区域において主としてその活動を行う政治団体(政党及び政治資金団体を除く。)は、主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会に提出する。
- ・ 2以上の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域外の地域において、主としてその活動を行う政治団体は、主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会を経て総務大臣に提出する。

#### 【参照条文】

(政治団体の届出等)

第6条 (略)

- 一 都道府県の区域において主としてその活動を行う政治団体(政党及び政治資金団体を除く。次号において同じ。)主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会
- 二 2以上の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域外の地域において、主としてその活動を行う政治団体 主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会を経て総務大臣

三 (略)

2～5 (略)

法第19条の10による読替後の法第17条

(解散の届出等)

第17条 政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつたときは、その代表者及び会計責任者であつた者は、その日から60日以内に、その旨及び年月日を、第6条第1項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に文書で届け出るとともに、第12条第1項の規定の例により、その日現在で、収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書を提出しなければならない。

2～4 (略)

#### 収支報告書に併せて提出すべきもの

収支報告書に併せて提出すべきものは、以下のとおりである。

- ・ 領収書等の写し、領収書を徴し難かつた支出の明細書、振込明細書の写し及び振込明細書に係る支出目的書 (いずれも収支報告書に支出の明細を記載すべき支出に係るもの)
- ・ 政治資金監査報告書

(p.17へ移動、他の補足説明と統合)

○内容を明確にするため、表現を追加。

○説明を統合。

## I. 政治団体の区分に異動があった場合の留意事項

1. 年の途中において国会議員関係政治団体であった期間がある場合には、国会議員関係政治団体であった期間についてのみならず、国会議員関係政治団体以外の政治団体であった期間も含めて、その年の全期間の支出に係る会計帳簿等の関係書類について政治資金監査を受けなければならないこと。

(追加)

2. 会計責任者に法令上求められる会計帳簿等の関係書類の作成又は徴収義務は、国会議員関係政治団体、国会議員関係政治団体には該当しない資金管理団体(以下単に「資金管理団体」という。)、また、国会議員関係政治団体又は資金管理団体のいずれにも該当しない政治団体(以下「その他の政治団体」という。)それぞれの政治団体の区分ごとにその対象となる支出の範囲が異なるものであること。

3. 政治資金監査は、政治団体の区分に応じた 会計帳簿等の関係書類の作成又は徴収義務の対象となる支出の範囲で確認を行うことで足りるものであること。なお、政治団体の区分ごとの政治資金監査の対象となる支出の範囲は、以下のとおりであること。

	国会議員関係 政治団体	資金管理団体	その他の政治団体
会計帳簿	すべての支出		
明細書	すべての支出		
領収書等	すべての支出	1件5万円以上の支出	
振込明細書	すべての支出	1件5万円以上の支出	
領収書等を徴し難かった支出の明細書	すべての支出	人件費以外の経費で1 件5万円以上の支出	経常経費以外の経費で 1件5万円以上の支出
振込明細書に係る支出 目的書	すべての支出	人件費以外の経費で1 件5万円以上の支出	経常経費以外の経費で 1件5万円以上の支出
収支報告書	人件費以外の経費で1 件1万円を超える支出	人件費以外の経費で1 件5万円以上の支出	経常経費以外の経費で 1件5万円以上の支出

## 3. 政治団体の区分に異動があった場合の留意事項

6. 年の途中において国会議員関係政治団体であった期間がある場合には、国会議員関係政治団体であった期間についてのみならず、国会議員関係政治団体以外の政治団体であった期間も含めて、その年の全期間の支出に係る会計帳簿等の関係書類について政治資金監査を受けなければならないこと。

7. 年の途中において国会議員関係政治団体であった期間がある政治団体で、12月31日現在又は解散日現在で国会議員関係政治団体ではなくなっており、その年に収入及び支出をともに計上していないものは、その年に係る政治資金監査を受ける必要はないこと。なおこのとき、前年からの繰越額はその年の収入には含まれないこと。

8. 会計責任者に法令上求められる会計帳簿等の関係書類の作成又は徴収義務は、国会議員関係政治団体、国会議員関係政治団体には該当しない資金管理団体(以下単に「資金管理団体」という。)、また、国会議員関係政治団体又は資金管理団体のいずれにも該当しない政治団体(以下「その他の政治団体」という。)それぞれの政治団体の区分によりその対象となる支出の範囲が異なるものであること。

9. 政治資金監査は、政治団体の区分に応じた 法令上求められる会計帳簿等の関係書類の作成又は徴収義務の対象となる支出の範囲で確認を行うことで足りるものであること。なお、政治団体の区分ごとの政治資金監査の対象となる支出の範囲は、以下のとおりであること。

	国会議員関係 政治団体	資金管理団体	その他の政治団体
会計帳簿	すべての支出		
明細書	すべての支出		
領収書等	すべての支出	1件5万円以上の支出	
振込明細書	すべての支出	1件5万円以上の支出	
領収書等を徴し難かった支出の明細書	すべての支出	人件費以外の経費で1 件5万円以上の支出	経常経費以外の経費で 1件5万円以上の支出
振込明細書に係る支 出目的書	すべての支出	人件費以外の経費で1 件5万円以上の支出	経常経費以外の経費で 1件5万円以上の支出
収支報告書	人件費以外の経費で1 件1万円を超える支出	人件費以外の経費で1 件5万円以上の支出	経常経費以外の経費で 1件5万円以上の支出

○「政治資金監査実施要領」をマニュアルに統合。

○政治資金監査に関するQ&A掲載事項を追加。

○表現を修正。

○内容を明確にするため、表現を追加。

<p>(追加)</p> <p>4. 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間及び資金管理団体の指定の期間は、収支報告書（様式その1）により確認すること。</p>	<p>10. <u>国会議員関係政治団体以外の政治団体であった期間について政治資金監査を行う場合、以下の支出については会計帳簿に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すれば足りること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>1件5万円未満の支出（領収書等の徴収義務のない支出）</u></li> <li>・ <u>領収書等がない支出のうち、資金管理団体にあつては、人件費以外の経費で1件5万円以上の支出、その他の政治団体にあつては、経常経費以外の経費で1件5万円以上の支出（領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書の作成義務のない支出）</u></li> </ul> <p>11. 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間及び資金管理団体の指定の期間は、収支報告書（様式その1）により確認すること。</p>	<p>○政治資金監査に関するQ&amp;A掲載事項を追加。</p>
---	---	-----------------------------------

## IV. 政治資金監査指針

### 1. 一般監査指針

#### (1) 一般的な留意事項

1. 登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たっての一般的な留意事項は、以下のとおりである。
  - ・ 登録政治資金監査人は、政治資金制度を十分に理解するとともに、実務経験等から得られる知識の蓄積に努めること。
  - ・ 登録政治資金監査人は、公正かつ誠実に職責を果たすとともに、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体との間に密接な身分関係を有してはならないこと。
  - ・ 登録政治資金監査人は、予断や予見を持つことなく職業的専門家として政治資金監査を行わなければならないこと。
  - ・ 登録政治資金監査人は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと（法第19条の28第1項）。
  - ・ 登録政治資金監査人は、使用人等に対して、その職務の遂行上適切な指示、指導及び監督を行わなければならないこと。

#### 「密接な身分関係」とは

密接な身分関係とは、法第19条の13第5項に規定する関係をいい、具体的には、「Ⅱ. 1. (2) 業務制限」に該当する場合をいう。

#### 【参照条文】

（登録政治資金監査人による政治資金監査）

第19条の13 （略）

2～4 （略）

5 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者、会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者その他総務省令で定める者である登録政治資金監査人は、当該国会議員関係政治団体について、第1項の政治資金監査を行うことができない。

6 （略）

## IV. 政治資金監査指針① 一般監査指針

（削除）

### 1. 一般的な留意事項

1. 登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たっての一般的な留意事項は、以下のとおりである。
  - ・ 登録政治資金監査人は、政治資金制度を十分に理解するとともに、実務経験等から得られる知識の蓄積に努めること。
  - ・ 登録政治資金監査人は、公正かつ誠実に職責を果たすとともに、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体との間に密接な身分関係を有してはならないこと。
  - ・ 登録政治資金監査人は、予断や予見を持つことなく職業的専門家として政治資金監査を行わなければならないこと。
  - ・ 登録政治資金監査人は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと（法第19条の28第1項）。
  - ・ 登録政治資金監査人は、使用人等に対して、その職務の遂行上適切な指示、指導及び監督を行わなければならないこと。

#### 「密接な身分関係」とは

密接な身分関係とは、法第19条の13第5項に規定する関係をいい、具体的には、「Ⅱ. 1. (2) 業務制限」に該当する場合をいう。

#### 【参照条文】

（登録政治資金監査人による政治資金監査）

第19条の13 （略）

2～4 （略）

5 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者、会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者その他総務省令で定める者である登録政治資金監査人は、当該国会議員関係政治団体について、第1項の政治資金監査を行うことができない。

6 （略）

○「政治資金監査実施要領」をマニュアルに統合。

## 「使用人等」とは

使用人等とは、政治資金監査業務を補助する使用人その他の従業者をいう。  
なお、使用人等には、特段の資格を有することを要しないものである。

## (2) 調査方法

2. 政治資金監査の調査方法については、会計帳簿等から一定数を抽出するのではなく、全数を調査しなければならないこと。したがって、会計帳簿と領収書等との突合については、会計帳簿とすべての領収書等とを突合させることが必要であること。

## 全数調査

領収書等の調査方法については、費用対効果の観点から一定金額以下の支出については抽出調査とすることも考えられるところであるが、すべての支出について領収書等の徴収が義務付けられ、領収書等の保存や会計帳簿との整合性を確認すべきとされている以上、すべての支出を確認することが改正法の要請と考えられる。

また、抽出調査とした場合には、会計帳簿と領収書等との突合がされていない支出内容の不明確な支出が残ってしまうため、政治資金をめぐる不適正な事例を受けて、政治資金監査を国民の期待に応え得る制度とするためにも、全数調査とすることとしたところである。

3. 政治資金監査は、原則として、国会議員関係政治団体の \_\_\_\_\_ 事務所で行わなければならないこと。

(追加)

## 国会議員関係政治団体の \_\_\_\_\_ 事務所での実施

政治資金監査は、政治資金監査の適正性を確保するため、原則として国会議員関係政治団体の \_\_\_\_\_ 事務所で行わなければならないこととしている。

これは、会計帳簿や領収書等 \_\_\_\_\_ を移動させることによる紛失等の事故を防止する観点から提起されたものであるが、他方、政治資金の用途に関する一連の問題の中で、特に、事務所費、光熱水費等の経常経費が問題となったことから、国会議員関係政治団体の \_\_\_\_\_ 事務所での監査を行うことにより、国会議員関係政治団体の活動実態を踏まえて経常経費を確認することとしたものである。

なお、政治資金監査を \_\_\_\_\_ 事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒ

## 「使用人等」とは

使用人等とは、政治資金監査業務を補助する使用人その他の従業者をいう。  
なお、使用人等には、特段の資格を有することを要しないものである。

## 2. 調査方法

2. 政治資金監査の調査方法については、会計帳簿等から一定数を抽出するのではなく、全数を調査しなければならないこと。したがって、会計帳簿と領収書等との突合については、会計帳簿とすべての領収書等とを突合させることが必要であること。

## 全数調査

領収書等の調査方法については、費用対効果の観点から一定金額以下の支出については抽出調査とすることも考えられるところであるが、すべての支出について領収書等の徴収が義務付けられ、領収書等の保存や会計帳簿との整合性を確認すべきとされている以上、すべての支出を確認することが政治資金規正法の要請と考えられる。

また、抽出調査とした場合には、会計帳簿と領収書等との突合がされていない支出内容の不明確な支出が残ってしまうため、政治資金をめぐる不適正な事例を受けて、政治資金監査を国民の期待に応え得る制度とするためにも、全数調査とすることとしたところである。

3. 政治資金監査は、原則として、国会議員関係政治団体の 主たる 事務所で行わなければならないこと。

## 国会議員関係政治団体の主たる事務所

国会議員関係政治団体の主たる事務所とは、法第6条第1項の規定により、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に届出があったものである。

## 国会議員関係政治団体の主たる事務所での実施

政治資金監査は、そ \_\_\_\_\_ の適正性を確保するため、原則として国会議員関係政治団体の 主たる 事務所で行わなければならないこととしている。

これは、会計帳簿や領収書等が 主たる 事務所にある場合、それら を移動させることによる紛失等の事故を防止する観点による \_\_\_\_\_ ものであるが、他方、政治資金の用途に関する一連の問題の中で、特に、事務所費、光熱水費等の経常経費が問題となったことから、国会議員関係政治団体の 主たる 事務所での \_\_\_\_\_ の活動実態を踏まえて経常経費を確認することとしたものである。

なお、政治資金監査を 主たる 事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒ

○表現を変更。

○政治資金監査は、原則として、国会議員関係政治団体の主たる事務所で行うことを記載上も明記。

○表現を整理。

○表現を整理、変更。

アリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができることを条件として以下の場合が考えられる。

- ① 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合
- ② 同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合

4. 政治資金監査においては、会計帳簿等の関係書類については、その現物を確認しなければならないこと。したがって、領収書等についても、領収書等の写しではなく、領収書等の現物を確認しなければならないこと。

#### 現物の確認

政治資金監査においては、政治資金監査の適正さを確保するため、領収書等は写しではなく現物を確認しなければならないこととしている。

これは、政治資金をめぐる一連の問題の中で、領収書等を改ざんした上で複写し、経費を多重計上する事例等があったことから、領収書等については現物を確認することとしたものである。

#### (3) 政治資金監査契約の締結

5. 円滑に政治資金監査を行うため、書面により政治資金監査契約を締結すること。
6. 政治資金監査契約の締結の時期は、政治資金監査対象年の開始前又は年の途中であっても差し支えないものであること。
7. 政治資金監査契約の締結に当たっては、「政治資金監査実施要領」の「Ⅱ. 政治資金監査契約締結に当たっての留意事項」を参考にすること。

アリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができることを条件として以下の場合が考えられる。

- ① 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合
- ② 同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合

4. 政治資金監査においては、会計帳簿等の関係書類については、その現物を確認しなければならないこと。したがって、領収書等についても、領収書等の写しではなく、領収書等の現物を確認しなければならないこと。

#### 領収書等の現物の確認

政治資金監査においては、政治資金監査の適正さを確保するため、領収書等は写しではなく現物を確認しなければならないこととしている。

これは、政治資金をめぐる一連の問題の中で、領収書等を改ざんした上で複写し、経費を多重計上する事例等があったことから、領収書等については現物を確認することとしたものである。

#### 3. 政治資金監査契約

(削除)

(削除)

(削除)

○表題を変更。

○マニュアルの構成の変更。

## Ⅱ. 政治資金監査契約締結に当たっての留意事項

### 1. 政治資金監査契約

1. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、登録政治資金監査人の政治資金監査を受けなければならないこととされている（法第19条の13第1項）。政治資金監査を受けるに当たっては、 \_\_\_\_\_ 国会議員関係政治団体と登録政治資金監査人との間で、 \_\_\_\_\_ 政治資金監査の実施に関する契約を締結するものであること。

(追加)

2. 国会議員関係政治団体と登録政治資金監査人は、通常、政治資金監査の実施に関する契約を締結するものであるが、円滑な政治資金監査を行う上で必要がある場合には、政治資金監査対象年の開始前又は年の途中において、必要な助言等を行うため、政治資金監査の事前準備として、領収書等の整理・保存状況を確認する予備的契約や、領収書等の整理方法を指導・助言する契約を締結することも差し支えないものであること。

#### 政治資金監査の事前準備としての契約

政治資金監査を円滑に行うためには、国会議員関係政治団体の側において、領収書等を支出項目別及び年月日順に整理するなど、政治資金監査を受ける体制を事前に整備しておく必要があるため、領収書等の整理・保存状況を事前に確認する契約や、領収書等の整理段階から指導・助言する契約を必要に応じて締結することができる。

### 2. 契約書において規定すべき事項

3. 政治資金監査の実施に関する契約の締結に際して、契約に盛り込むことが想定される事項としては以下のものが考えられること。なお、契約書において規定すべき事項は、以下の事項に限定されるものではなく、法令及び政治資金監査マニュアルの規定に反しない限りにおいて、政治資金監査の実施に必要な範囲内で契約当事者の合意に基づき定めるものであること。

(削除)

(削除)

5. \_\_\_\_\_ 政治資金監査を受けるに当たっては、円滑に政治資金監査を行うため、国会議員関係政治団体と登録政治資金監査人との間で、書面により政治資金監査の実施に関する契約を締結するものであること。

6. 政治資金監査契約の締結の時期は、政治資金監査対象年の開始前又は年の途中であっても差し支えないものであること。

7. \_\_\_\_\_ 円滑な政治資金監査を行う上で必要がある場合には、政治資金監査対象年の開始前又は年の途中において、必要な助言等を行うため、政治資金監査の事前準備として、領収書等の整理・保存状況を確認する予備的契約や、領収書等の整理方法を指導・助言する契約を締結することも差し支えないものであること。

#### 政治資金監査の事前準備としての契約

政治資金監査を円滑に行うためには、国会議員関係政治団体の側において、領収書等を支出項目別及び年月日順に整理するなど、政治資金監査を受ける体制を事前に整備しておく必要があるため、領収書等の整理・保存状況を事前に確認する契約や、領収書等の整理段階から指導・助言する契約を必要に応じて締結することができる。

### 4. 契約書において規定すべき事項

8. 政治資金監査の実施に関する契約の締結に際して、契約に盛り込むことが想定される事項としては以下のものが考えられること。なお、契約書において規定すべき事項は、以下の事項に限定されるものではなく、法令及び政治資金監査マニュアルの規定に反しない限りにおいて、政治資金監査の実施に必要な範囲内で契約当事者の合意に基づき定めるものであること。

○「政治資金監査実施要領」をマニュアルに統合。

○マニュアルの統合に伴い、削除。

○p. 23 より移動。

○マニュアルの統合に伴い、削除。



## (1) 一般的事項

## 4. 政治資金監査の目的

政治資金収支報告書の作成が政治資金規正法に基づき適切に実施されているかを外部性を有する第三者が専門的な立場から確認し、もって収支報告の適正の確保に資することを目的として、政治資金監査マニュアルに基づき、法第19条の13第2項各号に掲げる事項について確認した結果を報告するものであること。

なお、政治資金監査は、国会議員関係政治団体が管理すべき会計帳簿等の書類が保存されているかどうか、それらの書面の記載が整合的かどうかを外形的・定型的に確認する業務であり、政治資金の使途の妥当性を評価するものではないこと。

## 5. 政治資金監査の体制及び政治資金監査を受ける体制

政治資金監査業務に従事する登録政治資金監査人及び業務従事者並びに登録政治資金監査人との連絡にあたる会計責任者及び担当者の氏名、連絡先、地位、資格等を明らかにすること。

## 政治資金監査の体制等に係る事項

政治資金監査の体制等に係る事項については、登録政治資金監査人が政治資金監査を円滑に行い、また、国会議員関係政治団体が政治資金監査を円滑に受ける上で必要な範囲で規定すれば足りるものである。

## 6. 政治資金監査の対象

国会議員関係政治団体から提出された政治資金監査の対象年に係る会計帳簿等の関係書類を対象とすること。

## 7. 政治資金監査の時期、日程及び場所並びに政治資金監査報告書の提出方法及び提出期限

政治資金規正法及び政治資金監査マニュアルに従い、登録政治資金監査人と国会議員関係政治団体との間で協議の上、定めること。

## 政治資金監査の時期等に係る事項

政治資金監査の時期等に係る事項については、あらかじめ合意が必要と判断した事項について規定すれば足り、別途協議の上、定めることとしても差し支えないものである。

## (1) 一般的事項

## 9. 政治資金監査の目的

\_\_\_\_\_\_収支報告書\_\_\_\_\_\_が政治資金規正法に基づき適切に作成されているかを外部性を有する第三者が専門的な立場から確認し、もって収支報告の適正の確保に資することを目的として、政治資金監査マニュアルに基づき、法第19条の13第2項各号に掲げる事項について確認した結果を報告するものであること。

なお、政治資金監査は、国会議員関係政治団体が管理すべき会計帳簿等の関係書類が保存されているかどうか、それらの書面の記載が整合的かどうかを外形的・定型的に確認する業務であり、政治資金の使途の妥当性を評価するものではないこと。

## 10. 政治資金監査の体制及び政治資金監査を受ける体制

政治資金監査業務に従事する登録政治資金監査人及び業務従事者並びに登録政治資金監査人との連絡にあたる会計責任者及び担当者の氏名、連絡先、地位、資格等を明らかにすること。

## 政治資金監査の体制等に係る事項

政治資金監査の体制等に係る事項については、登録政治資金監査人が政治資金監査を円滑に行い、また、国会議員関係政治団体が政治資金監査を円滑に受ける上で必要な範囲で規定すれば足りるものである。

## 11. 政治資金監査の対象

国会議員関係政治団体から提出された政治資金監査の対象年に係る会計帳簿等の関係書類を対象とすること。

## 12. 政治資金監査の時期、日程及び場所並びに政治資金監査報告書の提出方法及び提出期限

政治資金規正法及び政治資金監査マニュアルに従い、登録政治資金監査人と国会議員関係政治団体との間で協議の上、定めること。

## 政治資金監査の時期等に係る事項

政治資金監査の時期等に係る事項については、あらかじめ合意が必要と判断した事項について規定すれば足り、別途協議の上、定めることとしても差し支えないものである。

○表現を統一、整理。

○表現を統一。



## (5) 契約の解除

14. 登録政治資金監査人が契約を解除することができる場合として以下の場合が考えられること。

- ・ 国会議員関係政治団体の責めに基づき政治資金監査の実施が不可能になった場合
- ・ 国会議員関係政治団体の会計責任者又は担当者が登録政治資金監査人の業務遂行に誠実に対応しない場合など、信頼関係が著しく損なわれた場合

15. 国会議員関係政治団体が契約を解除することができる場合として以下の場合が考えられること。

- ・ 登録政治資金監査人の責めに基づき政治資金監査の実施が不可能になった場合

## 3. 政治資金監査契約に係る留意事項

16. 契約の締結に当たっては、国会議員関係政治団体と登録政治資金監査人との間に、政治資金監査マニュアルの「Ⅱ. 1. (2) 業務制限」に掲げる関係を有する場合には、政治資金監査を行うことはできないことに留意すること。

17. 登録政治資金監査人は契約書に明記された政治資金監査の時期までに、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了しておかなければならないこと。

18. 登録政治資金監査人は、個人として、国会議員関係政治団体と政治資金監査の実施に関する契約を締結するものであり、弁護士法人、監査法人又は税理士法人として契約を締結することはできないので留意すること。

(追加)

(追加)

(追加)

## (5) 契約の解除

19. 登録政治資金監査人が契約を解除することができる場合として以下の場合が考えられること。

- ・ 国会議員関係政治団体の責めに基づき政治資金監査の実施が不可能になった場合
- ・ 国会議員関係政治団体の会計責任者又は担当者が登録政治資金監査人の業務遂行に誠実に対応しない場合など、信頼関係が著しく損なわれた場合

20. 国会議員関係政治団体が契約を解除することができる場合として以下の場合が考えられること。

- ・ 登録政治資金監査人の責めに基づき政治資金監査の実施が不可能になった場合

## 5. 政治資金監査契約に係る留意事項

21. 契約の締結に当たっては、国会議員関係政治団体と登録政治資金監査人との間に、政治資金監査マニュアルの「Ⅱ. 1. (2) 業務制限」に掲げる関係を有する場合には、政治資金監査を行うことはできないことに留意すること。

22. 登録政治資金監査人は契約書に明記された政治資金監査の時期までに、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了しておかなければならないこと。

23. 登録政治資金監査人は、個人として、国会議員関係政治団体と政治資金監査の実施に関する契約を締結するものであり、弁護士法人、監査法人又は税理士法人として契約を締結することはできないので留意すること。

24. 政治資金監査契約書は、請負に関する契約書であるため、印紙税法第2条及び同法別表第一 課税物件表 二の項に掲げる区分により、印紙税が課せられることとなり、契約額に応じた収入印紙の貼付が必要とされていること。

25. 登録政治資金監査人が政治資金監査報酬を受領した際に、国会議員関係政治団体に対して作成する領収書等は、営業に関しない受取書に該当するので、印紙税は課せられず、収入印紙を貼付する必要はないこととされていること。

26. 政治資金監査報酬は、所得税法第204条第1項第2号に規定する「弁護士、公認会計士、税理士の業務に関する報酬又は料金」に該当することから、政治団体が政治資金監査報酬を支払う場合、所得税を源泉徴収することが必要とされていること。

○政治資金監査に関するQ&A掲載事項を追加。

○同上。

○同上。

**(4) 政治資金監査の事前準備**

8. 現場での政治資金監査に先立って準備が必要な事項は、以下のとおりである。
- ・ 書面監査及び会計責任者等に対するヒアリングを実施する日時、場所、期間及び双方の体制（人数等）について、国会議員関係政治団体と合意しておくこと。
  - ・ 政治資金監査に使用人等を使用する場合は、使用人等に対して政治資金監査の方法や、使用人等又はこれらの者であった者にも秘密保持義務が課せられていることを十分に理解させること。

**使用人等に対する秘密保持義務の周知**

登録政治資金監査人の使用人等に対する秘密保持義務の周知は、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密については、使用人等である期間のみならず、当該政治資金監査が終了し、使用人等としての立場ではなくなった後も、引き続き秘密保持義務が課せられることを理解させるものである。

9. 円滑に政治資金監査を行うため、国会議員関係政治団体に対し、以下の事項を要請すること。
- ・ 会計帳簿や領収書等を複数の事務所において管理している場合には、書面監査を行う事務所に集約すること。
  - ・ 領収書等を支出項目別及び年月日順に整理するなど、政治資金監査を受ける体制を整備すること。
10. 円滑な政治資金監査を行う上で必要がある場合には、政治資金監査対象年の開始前又は年の途中において、会計帳簿の記載や領収書等の保存等の会計事務について、必要な助言等を行っても差し支えないものであること。

**6. 政治資金監査の準備事項**

27. 現場での政治資金監査に先立って準備が必要な事項は、以下のとおりである。
- ・ 書面監査及び会計責任者等に対するヒアリングを実施する日時、場所、期間及び双方の体制（人数等）について、国会議員関係政治団体と合意しておくこと。
  - ・ 政治資金監査に使用人等を使用する場合は、使用人等に対して政治資金監査の方法や、使用人等又はこれらの者であった者にも秘密保持義務が課せられていることを十分に理解させること。

**使用人等に対する秘密保持義務の周知**

登録政治資金監査人の使用人等に対する秘密保持義務の周知は、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密については、使用人等である期間のみならず、当該政治資金監査が終了し、使用人等としての立場ではなくなった後も、引き続き秘密保持義務が課せられることを理解させるものである。

28. 円滑に政治資金監査を行うため、国会議員関係政治団体に対し、以下の事項を要請すること。
- ・ 会計帳簿や領収書等を複数の事務所において管理している場合には、書面監査を行う事務所に集約すること。
  - ・ 領収書等を支出項目別及び年月日順に整理するなど、政治資金監査を受ける体制を整備すること。
29. 円滑な政治資金監査を行う上で必要がある場合には、政治資金監査対象年の開始前又は年の途中において、会計帳簿の記載や領収書等の保存等の会計事務について、必要な助言等を行っても差し支えないものであること。

2. 個別監査指針

(1) 法第19条の13第2項第1号に掲げる事項

一 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書が保存されていること。

11. 保存対象となる会計帳簿等の関係書類について、これらの保存対象書類の一覧表の作成を会計責任者に求め、一覧表と保存対象書類の現物とを照合すること。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

保存対象書類の一覧表

保存対象書類の一覧表の例は、以下のとおりである。

保存対象書類一覧表

当団体が保存すべき政治資金監査対象年に係る会計帳簿等の関係書類は、以下のとおりである。

- ・ 会計帳簿 3冊 (①1月～4月分 ②5月～8月分 ③9月～12月分)
  - ・ 明細書綴り 1冊
  - ・ 領収書等綴り 3冊 (①1月～4月分 ②5月～8月分 ③9月～12月分)
- ※振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を含む。
- ・ 領収書等を徴し難かつた支出の明細書 1通

平成×年×月×日  
 ○○○○ (国会議員関係政治団体名)  
 会計責任者 ○○ ○○

V. 政治資金監査指針② 個別監査指針

1. 法第19条の13第2項第1号に掲げる事項

一 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書が保存されていること。

1. 保存対象となる会計帳簿等の関係書類について、これらの保存対象書類の一覧表の作成を会計責任者に求め、一覧表と保存対象書類の現物とを照合すること。

なお、一覧表の様式は特に定まっていないが、一覧表に記載することが想定される事項としては以下のものが考えられること。

- ・ 一覧表を作成した日付
- ・ 一覧表を作成した国会議員関係政治団体の名称と会計責任者の氏名
- ・ 保存対象書類の名称及び冊数

保存対象書類の一覧表の例は、以下のとおりである。

保存対象書類一覧表

当団体が保存すべき政治資金監査対象年に係る会計帳簿等の関係書類は、以下のとおりである。

- ・ 会計帳簿 3冊 (①1月～4月分 ②5月～8月分 ③9月～12月分)
  - ・ 補助簿 1冊 (使用した場合に記載すること。)
  - ・ 日計表 1冊 (使用した場合に記載すること。)
  - ・ 明細書綴り 1冊
  - ・ 領収書等綴り 3冊 (①1月～4月分 ②5月～8月分 ③9月～12月分)
- ※振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を含む。
- ・ 領収書等を徴し難かつた支出の明細書 1通

平成×年×月×日  
 ○○○○ (国会議員関係政治団体名)  
 会計責任者 ○○ ○○

○「政治資金監査実施要領」をマニュアルに統合。

○保存対象書類は、国会議員関係政治団体が政治資金監査を受ける前に作成する書類であることから、マニュアル本体に記載するとともに、保存対象書類に関する説明を追加。

○内容を明確化。

12. なお、保存されているかどうかの確認を行う対象となる会計帳簿等の関係書類は、政治資金監査対象年に係る会計帳簿等の関係書類であり、政治資金監査対象年の過去3年に係る会計帳簿等の関係書類ではないことに留意すること。

#### 会計帳簿等の保存期間

##### 【参照条文】

(会計帳簿等の保存)

第16条 政治団体の会計責任者（政治団体が次条第1項の規定に該当する場合にあつては、当該政治団体の会計責任者であつた者。次項において同じ。）は、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書を、第20条第1項の規定によりこれらに係る報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければならない。

2 (略)

2. なお、会計帳簿等の関係書類については3年間保存しなければならないが、政治資金監査においては、その対象となる年に係るものが保存されていることを確認すれば足りることに留意すること。

#### 会計帳簿等の保存期間

##### 【参照条文】

法第19条の11による読替後の法第16条

(会計帳簿等の保存)

第16条 政治団体の会計責任者（政治団体が次条第1項の規定に該当する場合にあつては、当該政治団体の会計責任者であつた者。次項において同じ。）は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び領収書等を徴し難かつた支出の明細書等を、第20条第1項の規定によりこれらに係る報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければならない。

2 (略)

○内容を明確にするため、表現を変更。

○国会議員関係政治団体に関する読替を反映。

#### (2) 法第19条の13第2項第2号に掲げる事項

二 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

(追加)

13. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これにすべての支出並びに支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載しなければならないこととされている（法第9条第1項）。

14. 会計帳簿とすべての領収書等とを突合し、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認するとともに、会計帳簿に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すること。

15. なお、会計帳簿の必要記載事項の確認に当たっては、必要に応じて、補助簿、日計表の類を含めて確認すること。

#### 2. 法第19条の13第2項第2号に掲げる事項

二 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

#### (1) 一般的事項

3. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これにすべての支出並びに支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載しなければならないこととされている（法第9条第1項）。

4. 会計帳簿とすべての領収書等とを突合し、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認するとともに、会計帳簿に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すること。

5. なお、会計帳簿の必要記載事項の確認に当たっては、必要に応じて、補助簿、日計表の類を含めて確認すること。

### 「会計帳簿の必要記載事項」とは

会計帳簿の必要記載事項とは、国会議員関係政治団体に係るその年におけるすべての支出(当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。)並びに支出を受けた者の氏名及び住所(支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地)並びにその支出の目的、金額及び年月日をいう。

#### 【参照条文】

(会計帳簿の備付け及び記載)

第9条 政治団体の会計責任者(会計責任者に事故があり、又は会計責任者が欠けた場合にあっては、その職務を行うべき者。第15条を除き、以下同じ。)(会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。)は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 すべての支出(当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。以下この条、第12条、第17条、第19条の11、第19条の13及び第19条の16において同じ。)並びに支出を受けた者の氏名及び住所(支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地。次条第1項及び第12条第1項第2号において同じ。)並びにその支出の目的、金額及び年月日

三 (略)

2 (略)

### 会計帳簿の種類、様式及び記載要領

会計帳簿の種類、様式及び記載要領は、総務省令で定めるとされており(法第9条第2項)、省令において、補助簿、日計表の類を使用することも認められている。

#### 【参照条文】

(会計帳簿の備付け及び記載)

第9条 (略)

2 前項の会計帳簿の種類、様式及び記載要領は、総務省令で定める。

政治資金規正法施行規則(抄)

2 支出簿

(1) 支出簿には、この様式に定める区分に従い、すべての支出(当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。)を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用してもさしつかえないこと。

### 「会計帳簿の必要記載事項」とは

会計帳簿の必要記載事項とは、国会議員関係政治団体に係るその年におけるすべての支出(当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。)並びに支出を受けた者の氏名及び住所(支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地)並びにその支出の目的、金額及び年月日をいう。

#### 【参照条文】

(会計帳簿の備付け及び記載)

第9条 政治団体の会計責任者(会計責任者に事故があり、又は会計責任者が欠けた場合にあっては、その職務を行うべき者。第15条を除き、以下同じ。)(会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。)は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 すべての支出(当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。以下この条、第12条、第17条、第19条の11、第19条の13及び第19条の16において同じ。)並びに支出を受けた者の氏名及び住所(支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地。次条第1項及び第12条第1項第2号において同じ。)並びにその支出の目的、金額及び年月日

三 (略)

2 (略)

### 会計帳簿の種類、様式及び記載要領

会計帳簿の種類、様式及び記載要領は、総務省令で定めるとされており(法第9条第2項)、省令において、補助簿、日計表の類を使用することも認められている。

#### 【参照条文】

(会計帳簿の備付け及び記載)

第9条 (略)

2 前項の会計帳簿の種類、様式及び記載要領は、総務省令で定める。

政治資金規正法施行規則(抄)

2 支出簿

(1) 支出簿には、この様式に定める区分に従い、すべての支出(当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。)を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用してもさしつかえないこと。

16. 領収書等の徴収漏れ又は亡失により、領収書等 \_\_\_\_\_ がなく、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載され \_\_\_\_\_ ない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）については、これらの支出の一覧表（以下「領収書等亡失等一覧表」という。）の提出を会計責任者に求めること。

（追加）

6. 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書がなく、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されていない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）については、これらの支出の一覧表（以下「領収書等亡失等一覧表」という。）の提出を会計責任者に求めること。

**政治資金監査において会計帳簿に記載された支出（人件費を除く。）と突合を行う書面**

（1）当該支出に領収書等を徴し難い事情がない場合 → 「領収書等」

○領収書等とは

当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面をいう。  
国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体のすべての支出について、領収書等を徴さなければならない。

（2）当該支出に領収書等を徴し難い事情がある場合

①振込の方法による支出以外の場合 → 「領収書等を徴し難かった支出の明細書」

○領収書等を徴し難かった支出の明細書とは

領収書等を徴し難い事情があった旨並びに当該支出目的、金額及び年月日を記載した書面をいう。  
国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体が行った支出のうち領収書等を徴し難い事情があったものについては、その明細書を作成しなければならない。

②振込の方法による支出である場合

→ 「領収書等を徴し難かった支出の明細書」又は「振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書」のいずれか

○振込明細書とは

金融機関が作成した振込みの明細書であって当該支出の金額及び年月日を記載したものをいう。

○振込明細書に係る支出目的書とは

振込明細書に併せて提出すべき、当該振込明細書の支出の目的を記載した書面をいう。  
国会議員関係政治団体の会計責任者は、振込の方法により支出した場合、支出の相手方から領収書等が発行されないときは、領収書等を徴し難かった事情に該当することから、領収書等を徴し難かった支出の明細書を作成するか、振込明細書を保存し、振込明細書に係る支出目的書を作成するかのいずれかを行わなければならない。

○内容を正確かつ分かりやすくするため、表現を変更。

○突合を行う書面の説明を整理。



### 領収書等亡失等一覧表の位置付け

\_\_\_\_領収書等亡失等一覧表は、会計責任者が作成したものを登録政治資金監査人に提出し、政治資金監査報告書の別添として、政治資金監査報告書の一部を構成するものとなる。したがって、領収書等亡失等一覧表も閲覧又は写しの交付の請求の対象となるものである。

#### 【参照条文】

(収支報告書等の保存及び閲覧等)

第20条の2 (略)

2 何人も、前条第1項の規定により報告書の要旨が公表された日から3年間、総務大臣の場合にあつては総務省令の定めるところにより、都道府県の選挙管理委員会の場合にあつては当該選挙管理委員会の定めるところにより、当該報告書、第14条第1項の規定による書面又は政治資金監査報告書の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

3 (略)

### 領収書等亡失等一覧表について

政治資金監査において突合すべき書面がない支出（人件費を除く。）については、会計責任者に領収書等亡失等一覧表の作成を求め、登録政治資金監査人に提出させることになる。

この領収書等亡失等一覧表は、\_\_\_\_政治資金監査報告書の別添として、政治資金監査報告書の一部を構成するものであり、収支報告書と併せて\_\_\_\_閲覧又は写しの交付の請求の対象となるものである。

#### 【参照条文】

(収支報告書等の保存及び閲覧等)

第20条の2 (略)

2 何人も、前条第1項の規定により報告書の要旨が公表された日から3年間、総務大臣の場合にあつては総務省令の定めるところにより、都道府県の選挙管理委員会の場合にあつては当該選挙管理委員会の定めるところにより、当該報告書、第14条第1項の規定による書面又は政治資金監査報告書の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

3 (略)

○突合を行う書面の説明を整理。

17. 人件費については、領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により、支出の状況を確認すること。また、これらの書類で支出の状況が確認できない場合には、貸金台帳、源泉徴収簿等により、支出の状況を確認すること。

### 「人件費」とは

#### 【参照条文】

政治資金規正法施行規則（抄）

ア 人件費 政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。

### 「人件費」とは

#### 【参照条文】

政治資金規正法施行規則（抄）

ア 人件費 政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。

### 「振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書」とは

#### ○振込明細書とは

金融機関が作成した振込みの明細書であつて当該支出の金額及び年月日を記載したものをいう。

#### ○振込明細書に係る支出目的書とは

金融機関が作成した振込明細書は、金額及び年月日の記載はあるが、当該支出の目的が記載されていないため、振込明細書と併せて提出する支出の目的を記載した書面をいう。

7. 人件費については、領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により、支出の状況を確認すること。また、これらの書類で支出の状況が確認できない場合には、貸金台帳、源泉徴収簿等により、支出の状況を確認すること。

(削除)

○同上。

## 【参照条文】

(報告書の提出)

## 第12条 (略)

2 政治団体の会計責任者は、前項の報告書を提出するときは、同項第2号に規定する経費の支出について、総務省令で定めるところにより、領収書の写し(当該領収書を複写機により複写したものに限る。以下同じ。)(領収書を徴し難い事情があつたときは、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面(第19条の11第1項において「領収書を徴し難かつた支出の明細書」という。))又は当該支出の目的を記載した書面及び振込明細書の写し(当該振込明細書を複写機により複写したものに限る。))を併せて提出しなければならない。

## 3・4 (略)

## 「賃金台帳、源泉徴収簿等により、支出の状況を確認する」とは

人件費については、収支報告書への明細の記載等の対象とはされていないところではあるが、人件費への不適切な支出の計上を防止するため、領収書等により支出の状況を確認できない場合には、賃金台帳や源泉徴収簿等の人件費を支払う使用者が通常備えておくべき帳簿等を利用して、支出の状況を確認することとしている。

## ○賃金台帳とは

労働基準法上、使用者に調製が義務付けられているもので、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額等を記入したものをいう。

## ○源泉徴収簿とは

所得税の源泉徴収や年末調整等の事務を正確かつ能率的に行うために、一人一人の申告された扶養親族等の状況や月々の給与の金額、その給与から徴収した税額等を各個人ごとに記録しておくために国税庁が示しているものをいう。

## 【参照条文】

労働基準法(昭和22年4月7日法律第49号)

(賃金台帳)

第108条 使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。

## 政治資金監査において会計帳簿に記載された人件費と突合を行う書面

(1) 当該支出にかかる領収書等がある場合 → 「領収書等」

(2) 当該支出にかかる領収書等が無い場合

①振込の方法による支出である場合 → 「振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書」

②振込の方法による支出以外の場合(振込の方法による支出であつて、「振込明細書及び振込明細書に係る支出の目的書」が存在しない場合を含む)

→ 「賃金台帳や源泉徴収簿等の人件費を支払う使用者が通常備えておくべき帳簿等」

## ○賃金台帳とは

労働基準法上、使用者に調製が義務付けられているもので、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額等を記入したものをいう。

## ○源泉徴収簿とは

所得税の源泉徴収や年末調整等の事務を正確かつ能率的に行うために、一人一人の申告された扶養親族等の状況や月々の給与の金額、その給与から徴収した税額等を各個人ごとに記録しておくために国税庁が示しているものをいう。

## 【参照条文】

労働基準法(昭和22年法律第49号)

(賃金台帳)

第108条 使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。

人件費については、収支報告書への明細の記載等の対象とはされていないところではあるが、人件費への不適切な支出の計上を防止するため、領収書等や振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況を確認できない場合には、賃金台帳や源泉徴収簿等の人件費を支払う使用者が通常備えておくべき帳簿等を利用して、支出の状況を確認することとしている。

なお、これらの突合すべき書面がない人件費については、その件数と総額を政治資金監査報告書に記載することとなる。

(削除)

8. 会計帳簿が、当該国会議員関係政治団体の会計責任者の管理の下におかれているかどうかを確認すること。

18. 領収書等の確認に当たっては、「政治資金監査実施要領」の「Ⅲ. 領収書等の確認に当たっての留意事項」を参考にすること。

19. 会計帳簿が、当該国会議員関係政治団体の会計責任者の管理の下におかれているかどうかを確認すること。

○突合を行う書面の説明を整理。

○表現を統一。

○マニュアルの構成の変更。

### Ⅲ. 領収書等の確認に当たっての留意事項

#### 1. 領収書等の記載事項の確認

1. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体のすべての支出について、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面（以下「領収書等」という。）を徴さなければならない（法第11条第1項・第19条の9）。したがって、政治資金規正法上、領収書等には、支出の「目的」、「金額」及び「年月日」の3事項が記載されていることが必要であるので、領収書等にこれらの事項が記載されているかを確認すること。

（追加）

2. 一般的な領収書等において、「目的」とは「但し、〇〇代として」など何に支出されたかが分かるような記載をいい、通常、摘要といわれるものである。また、「金額」とは当該支出の金額を、「年月日」とは当該支出の日付をいうものであること。

3. 領収書等 \_\_\_\_\_ の3事項に欠ける領収書等があった場合には、その旨を指摘するとともに、会計責任者等において領収書等の発行者に対し記載の追加や再発行を要請するなど、3事項を具備した領収書等を備えるよう求めること。

（追加）

（追加）

（削除）

#### （2）領収書等の記載事項の確認

9. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体のすべての支出について、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面 \_\_\_\_\_ を徴さなければならない（法第11条第1項・第19条の9）。したがって、政治資金規正法上、領収書等には、支出の「目的」、「金額」及び「年月日」の3事項が記載されていることが必要であるので、領収書等にこれらの事項が記載されているかを確認すること。

#### 支出を証する書面

クレジットカードの月次利用明細書、見積書、利用代金明細書、請求書、納品書等は、支出を証していないことから、政治資金規正法上の領収書等には、該当しないこと。

10. 一般的な領収書等において、「目的」とは「但し、〇〇代として」など何に支出されたかが分かるような記載をいい、通常、摘要といわれるものである。また、「金額」とは当該支出の金額を、「年月日」とは当該支出の日付をいうものであること。

11. 支出の目的、金額及び年月日の3事項に欠ける領収書等があった場合には、その旨を指摘するとともに、会計責任者等において領収書等の発行者に対し記載の追加や再発行を要請するなど、3事項を記載した領収書等を備えるよう求めること。

備えるよう求めても、なお、3事項を記載した領収書等がない場合は、政治資金規正法上の領収書等が存在しないため、当該支出を領収書等亡失等一覧表に記載するよう会計責任者に求めること。

#### 領収書等への追記

領収書等は支出を受けた者が発行するものであり、国会議員関係政治団体で追記することは適当ではないこと。

12. ただし、支出の目的が記載されていない領収書等については、例えば、会計帳簿に支出の目的が食事代と記載され、当該領収書等の発行者に飲食店の名称が記載されている場合など、領収書等の記載事項と会計帳簿の記載事項との整合性がとれている場合は、領収書等亡失等一覧表に記載するよう会計責任者に求める必要はないこと。

○「政治資金監査実施要領」をマニュアルに統合。

○定義箇所を修正。

○政治資金監査に関するQ&A掲載事項を追加。

○表現を変更。

○表現の統一。

○平成21年度第3回委員会決定内容を追加。

○政治資金監査に関するQ&A掲載事項を追加。

○平成21年度第3回委員会決定内容を追加。

4. なお、金融機関が作成した振込明細書は、金融機関が政治団体から委任を受けて一定金額を受け取ったことを証する書面にすぎず、また、領収書等の3事項のうち、一般的に「支出の目的」が記載されていないことから、支出を受けた者からの領収書等には該当しない。したがって、振込明細書に係る支出目的書とともに振込明細書を確認する必要があること。

#### 振込明細書がある 場合

振込明細書がある場合には、当該支出の目的を記載する書面として、  
 \_\_\_\_\_領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書に係る支出目的書のいずれを作成してもよい  
 \_\_\_\_\_こととされているので、登録政治資金監査人は、いずれかにより確認すること。  
 なお、国会議員関係政治団体は、いずれを作成した場合でも、収支報告書に併せて振込明細書の写しを提出する必要がある。

## 2. 領収書等のあて名等の確認

### (1) あて名の確認

5. 政治資金規正法上、領収書等のあて名は記載事項とされていないが、収支報告書と併せて写しが提出される1件あたりの金額が1万円を超える支出（人件費以外の経費の支出に限る。）に係る領収書等（以下「高額領収書等」という。）については、あて名に当該国会議員関係政治団体の名称が記載されているかを確認すること。

#### 領収書等のあて名の確認

政治資金規正法上、領収書等には、支出の目的、金額及び年月日の3事項の記載を必要としており、あて名の記載は求められていない。しかしながら、①国会議員関係政治団体において、あて名を備えた領収書等の徴収が徹底されれば、法改正の契機ともなった一連の領収書問題の防止効果が期待できること、また、②あて名について確認しないとした場合に、国会議員関係政治団体あてに発行されたものとは社会通念上考えられないような領収書等を見逃しているということになれば、政治資金監査の信頼性が確保できないこと等から、\_\_\_\_領収書等のあて名についても併せて確認することとする。

13. なお、金融機関が作成した振込明細書は、金融機関が政治団体から委任を受けて一定金額を受け取ったことを証する書面にすぎ\_\_\_\_ないことから、支出を受けた者からの領収書等には該当しない。ただし、振込明細書に係る支出目的書を作成することで、領収書等を徴し難かった支出の明細書の作成に代えることができること。

#### 振込の方法により支出をした場合

振込の方法により支出した場合、支出の相手方から領収書等が発行されないときは、領収書等を徴し難かった事情に該当することから、領収書等を徴し難かった支出の明細書を作成するか、金融機関が作成した振込明細書を保存し、振込明細書に係る支出目的書を作成するかのいずれかを行うこととされているので、登録政治資金監査人は、いずれかにより確認すること。  
 \_\_\_\_\_

## (3) 高額領収書等のあて名等の確認

(削除)

14. 政治資金規正法上、領収書等のあて名は記載事項とされていないが、収支報告書と併せて写しが提出される1件あたりの金額が1万円を超える支出（人件費以外の経費の支出に限る。）に係る領収書等（以下「高額領収書等」という。）については、あて名に当該国会議員関係政治団体の名称が記載されているかを確認すること。

#### 高額領収書等のあて名の確認

政治資金規正法上、領収書等には、支出の目的、金額及び年月日の3事項の記載を必要としており、あて名の記載は求められていない。しかしながら、①国会議員関係政治団体において、あて名を備えた領収書等の徴収が徹底されれば、法改正の契機ともなった一連の領収書問題の防止効果が期待できること、また、②あて名について確認しないとした場合に、国会議員関係政治団体あてに発行されたものとは社会通念上考えられないような領収書等を見逃しているということになれば、政治資金監査の信頼性が確保できないこと等から、高額領収書等のあて名についても併せて確認することとする。

○内容を明確にするため、表現を変更。

○1件1万円を超える領収書等（高額領収書等）についてのみ、あて名の確認をすることを明記。

○同上。

6. あて名のない\_\_\_\_領収書等及びあて名が「上様」の\_\_\_\_領収書等については、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたものとして取り扱うことができるものであるが、今後、当該国会議員関係政治団体の名称を発行者において記載してもらうよう助言すること。

#### あて名のない領収書等及びあて名が「上様」の領収書等

政治資金規正法上、領収書等のあて名の記載が求められていない中で、あて名の記載不備を理由に領収書等として認めないという取扱いとすることは適当ではないため、あて名のないものや「上様」と記載されたものについては、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたものとして認めた上で、今後、当該国会議員関係政治団体の名称を発行者において記載してもらうよう助言することとする。

7. \_\_\_\_領収書等のあて名が、国会議員関係政治団体の正式名称ではなく、「〇〇事務所」のように国会議員の氏名を用いたものについては、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたものとして取り扱うことができるものであること。

8. 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについては、会計責任者等に対するヒアリングにおいて、これらの領収書等が当該国会議員関係政治団体あてに発行された領収書等であることの確認を会計責任者等に求めること。

9. 通常、政党以外の政治団体は法人格がないため、当該政治団体の名において契約することができない場合があり、そのような契約に係る支出の領収書等は、あて名に国会議員関係政治団体の正式名称と異なる名称が記載されていても、やむを得ないものであること。

#### 当該政治団体の名において契約することができない場合

あて名に国会議員関係政治団体の正式名称と異なる名称が記載されていても、やむを得ないものの例としては、以下のものが考えられる。

- ・ 不動産や自動車の所有等の登記を要する契約に係るもの
- ・ 携帯電話等について個人が契約者となっているもの

15. あて名のない高額領収書等及びあて名が「上様」の高額領収書等については、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたものとして取り扱うことができるものであるが、今後、当該国会議員関係政治団体の名称を発行者において記載してもらうよう助言すること。

#### あて名のない高額領収書等及びあて名が「上様」の高額領収書等

政治資金規正法上、領収書等のあて名の記載が求められていない中で、あて名の記載不備を理由に領収書等として認めないという取扱いとすることは適当ではないため、あて名のないものや「上様」と記載されたものについては、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたものとして認めた上で、今後、当該国会議員関係政治団体の名称を発行者において記載してもらうよう助言することとする。

16. 高額領収書等のあて名が、国会議員関係政治団体の正式名称ではなく、「〇〇事務所」のように国会議員の氏名を用いたものについては、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたものとして取り扱うことができるものであること。

17. 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについては、会計責任者等に対するヒアリングにおいて、これらの領収書等が当該国会議員関係政治団体あてに発行された領収書等であることの確認を会計責任者等に求めること。

18. 通常、政党以外の政治団体は法人格がないため、当該政治団体の名において契約がなされていない場合があり、そのような契約に係る支出の領収書等は、あて名に国会議員関係政治団体の正式名称と異なる名称が記載されていても、やむを得ないものであること。

#### 当該政治団体の名において契約がなされていない場合

あて名に国会議員関係政治団体の正式名称と異なる名称が記載されていても、やむを得ないものの例としては、以下のものが考えられる。

- ・ 不動産登記や自動車の登録等を要する契約に係るもの
- ・ 携帯電話等について個人が契約者となっているもの

○1件1万円を超える領収書等（高額領収書等）についてのみ、あて名の確認をすることを明記。

○同上。

○同上。

○内容を明確にするため、表現を変更。

○表現を訂正。

**(2) 訂正等の確認**

10. 高額領収書等のうちに以下のような領収書等がある場合には、当該領収書等が真正なものであることを会計責任者等に確認すること。

(例)

- ・ 明らかに記載が訂正又は消去された痕跡のある領収書等がある場合
- ・ 同一振出人で、数種類の様式の領収書等がある場合
- ・ 一般の大法人が発行する領収書等で、市販されている領収書等を使用している場合
- ・ 住所の記載が曖昧（番地まで記載されていないもの等）である場合

(p. 45 より移動)

**「一般の大法人」とは**

一般の大法人とは、資本金や出資金の額にかかわらず、全国的又は当該地域において一般に広く知られた法人をいうものであり、このような法人が自前の領収書等を使用せず、市販の領収書等を使用することは通常考えがたいものであること。

**(3) 法第19条の13第2項第3号に掲げる事項**

三 第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。

20. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、すべての支出について、その総額及び支出項目別の金額並びに\_\_\_\_人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。）について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した収支報告書を提出しなければならないこととされている（法第12条第1項・第17条第1項・第19条の10）。

21. 領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書との突合による確認を行った会計帳簿から、収支報告書に記載すべき事項（人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。))が漏れなく転記されているかどうかを確認すること。

(削除)

19. 高額領収書等のうちに、以下のような領収書等がある場合には、当該領収書等が真正なものであることを会計責任者等に確認すること。

(例)

- ・ 明らかに記載が訂正又は消去された痕跡のある領収書等がある場合
- ・ 同一振出人で、数種類の様式の領収書等がある場合
- ・ 一般の大法人が発行する領収書等で、市販されている領収書等を使用している場合
- ・ 住所の記載が曖昧（番地まで記載されていないもの等）である場合

**領収書への印紙の貼付漏れについて**

領収書等の記載事項を確認する中で、貼付が義務付けられている印紙の貼付漏れを発見した場合は、受け取り金額が3万円以上の領収書を受け取る際には、印紙の貼付の有無を確認するよう指摘することも想定される。

**「一般の大法人」とは**

一般の大法人とは、資本金や出資金の額にかかわらず、全国的又は当該地域において一般に広く知られた法人をいうものであり、このような法人が自前の領収書等を使用せず、市販の領収書等を使用することは通常考えがたいものであること。

**3. 法第19条の13第2項第3号に掲げる事項**

三 第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。

20. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、すべての支出について、その総額及び支出項目別の金額を、また、人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。）については、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した収支報告書を提出しなければならないこととされている（法第12条第1項・第17条第1項・第19条の10）。

21. \_\_\_\_\_会計帳簿から、収支報告書に記載すべき事項（人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。))が漏れなく転記されているかどうかを確認すること。

○内容を明確にするため、表現を変更。

○表現の整理。

22. 収支報告書（支出に係る分に限る。）に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すること。

#### 「収支報告書の必要記載事項」とは

収支報告書の必要記載事項とは、国会議員関係政治団体に係るその年におけるすべての支出について、その総額及び支出項目別の金額並びに人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。）について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日をいう。

#### 【参照条文】

法第19条の10による読替後の法第12条

（報告書の提出）

第12条 政治団体の会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、毎年12月31日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの（これらの事項がないときは、その旨）を記載した報告書を、その日の翌日から5月以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（第20条第1項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、6月以内）に、第6条第1項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。

一 （略）

二 すべての支出について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに人件費、光熱水費その他の総務省令で定める経費以外の経費（第19条の7第1項に規定する国会議員関係政治団体である間に行つた支出にあつては、人件費以外の経費）の支出（1件当たりの金額（数回にわたつてされたときは、その合計金額）が1万円を超えるものに限る。）について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日

三 （略）

2～4 （略）

#### 収支報告書等の記載方法等に関する見解

（参考資料）収支報告書等の記載方法等に関する見解を参照すること。

23. 収支報告書（支出に係る分に限る。）に計算誤りがないかどうかを検算して確認すること。

22. 収支報告書（支出に係る分に限る。）に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すること。

#### 「収支報告書の必要記載事項」とは

収支報告書の必要記載事項とは、国会議員関係政治団体に係るその年におけるすべての支出について、その総額及び支出項目別の金額、また、人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。）について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日をいう。

#### 【参照条文】

法第19条の10による読替後の法第12条

（報告書の提出）

第12条 政治団体の会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、毎年12月31日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの（これらの事項がないときは、その旨）を記載した報告書を、その日の翌日から5月以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（第20条第1項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、6月以内）に、第6条第1項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。

一 （略）

二 すべての支出について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに人件費、光熱水費その他の総務省令で定める経費以外の経費（第19条の7第1項に規定する国会議員関係政治団体である間に行つた支出にあつては、人件費以外の経費）の支出（1件当たりの金額（数回にわたつてされたときは、その合計金額）が1万円を超えるものに限る。）について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日

三 （略）

2～4 （略）

#### 収支報告書等の記載方法等に関する見解

（参考資料）収支報告書等の記載方法等に関する見解を参照すること。

23. 収支報告書（支出に係る分に限る。）に計算誤りがないかどうかを検算して確認すること。

○内容を明確にするため、表現を変更。

**収支報告書の「支出に係る分」とは**

収支報告書の支出に係る分とは、以下に掲げるものをいう。

- ・ 様式（その2） 収支の状況の「1 収支の総括表」の「支出総額」欄
- ・ 様式（その13） (1) 支出の総括表
- ・ 様式（その14） (2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳
- ・ 様式（その15） (3) 政治活動費の内訳
- ・ 様式（その16） (4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

**(4) 法第19条の13第2項第4号に掲げる事項**

四 領収書等を徴し難かつた支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。

(追加)

24. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体\_\_\_\_\_

領収書等を徴し難い事情があったものについては、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書等を徴し難かつた支出の明細書（振込明細書があるときにあっては、当該支出の目的を記載した書面）を作成しなければならないこととされている（法第19条の11第1項）。

25. 領収書等を徴し難かつた支出の明細書等と会計帳簿とを突合し、記載不備がないかどうかを確認すること。なお、一度発行された領収書等の亡失は、領収書等を徴し難い事情には含まれないことに留意すること。

26. 領収書等を徴し難かつた支出の明細書等に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すること。

**振込明細書がある 場合**

振込明細書がある場合には、当該支出の目的を記載する書面として、\_\_\_\_\_領収書等を徴し難かつた支出の明細書、振込明細書に係る支出目的書のいずれを作成してもよい\_\_\_\_\_こととされているので、登録政治資金監査人は、いずれかにより確認すること。

なお、国会議員関係政治団体は、いずれを作成した場合でも、収支報告書に併せて振込明細書の写しを提出する必要がある。

**収支報告書の「支出に係る分」とは**

収支報告書の支出に係る分とは、以下に掲げるものをいう。

- ・ 様式（その2） 収支の状況の「1 収支の総括表」の「支出総額」欄
- ・ 様式（その13） (1) 支出の総括表
- ・ 様式（その14） (2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳
- ・ 様式（その15） (3) 政治活動費の内訳
- ・ 様式（その16） (4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

**4. 法第19条の13第2項第4号に掲げる事項**

四 領収書等を徴し難かつた支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。

**(1) 一般的事項**

24. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体のすべての支出について、領収書等を徴さなければならないが、領収書等を徴し難い事情があるときは、例外的に領収書等を徴することを要しない（法第11条第1項・第19条の9）。領収書等を徴し難い事情があったものについては、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書等を徴し難かつた支出の明細書（振込明細書があるときにあっては、当該支出の目的を記載した書面）を作成しなければならないこととされている（法第19条の11第1項）。

25. 領収書等を徴し難かつた支出の明細書等と会計帳簿とを突合し、記載不備がないかどうかを確認すること。なお、一度発行された領収書等の亡失は、領収書等を徴し難い事情には含まれないことに留意すること。

26. 領収書等を徴し難かつた支出の明細書等に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すること。

**振込の方法により支出をした場合**

振込の方法により支出した場合、支出の相手方から領収書等が発行されないときは、領収書等を徴し難かつた事情に該当することから、領収書等を徴し難かつた支出の明細書（徴難明細書）を作成するか、金融機関が作成した振込明細書を保存し、振込明細書に係る支出目的書を作成するかのいずれかを行うこととされているので、登録政治資金監査人は、いずれかにより確認すること。

○マニュアルの統合に伴い、場所を移動。

○振込明細書の提出義務について分かりやすくするため、表現を変更。



## V. 領収書等を徴し難い事情の具体例

1. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体のすべての支出について、領収書等を徴さなければならないが、領収書等を徴し難い事情があるときは、例外的に領収書等を徴することを要しない（法第11条第1項・第19条の9）。  
「領収書等を徴し難い事情」とは、事実上又は社会通念上客観的に領収書等を徴することが困難な場合をいい、具体的には以下のような場合が考えられること。
  - ・ 香典・祝儀  
領収書等を徴しないことが社会通念上、一般的なものとして認識されているもの。
  - ・ バス・電車等の切符  
購入又は利用の際に領収書等が発行される場合を除く。
  - ・ 振込みの方法による支出  
振込明細書については、振込明細書に係る支出目的書とともに確認することとしてもよい。
  - ・ 支出の目的が記載されていない振込金受領証  
コンビニエンスストアや金融機関等で払込みをした場合の受領証で、支出の目的が記載されていないもの。
  - ・ 口座振替の利用  
支出の相手方によっては、領収書等が発行されない場合が想定される。
  - ・ 金銭以外の支出  
金銭を伴わない支出について、領収書等が発行してもらうのは事実上困難であるもの。
  - ・ 領収書が発行しない自動販売機の利用
2. 登録政治資金監査人は、上記以外の場合でも会計責任者等に対するヒアリングにおいて、領収書等を徴し難い事情と合理的に判断できる場合には、認めることとして差し支えないものであること。なお、ヒアリングにおいても判断がつかない場合は、政治資金適正化委員会に照会するものとする。

### (2) 領収書等を徴し難い事情の具体例

27. \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_
- 「領収書等を徴し難い事情」とは、事実上又は社会通念上客観的に領収書等を徴することが困難な場合をいい、具体的には以下のような場合が考えられること。
- ・ 香典・祝儀  
領収書等を徴しないことが社会通念上、一般的なものとして認識されているため。
  - ・ 物品等による金銭以外の支出  
政治資金規正法上の支出のうち、物品等による金銭を伴わないものについては、領収書等が発行してもらうのは事実上困難であるため。
  - ・ バス・電車等の交通機関の利用や、自動販売機での購入  
自動券売機等による領収書等が発行されない形での利用又は購入が想定されるため。  
なお、定期券の購入等、領収書等が発行される形での利用又は購入については、領収書等を徴し難い事情には該当しない。
  - ・ 振込みの方法による支出  
金融機関又はコンビニエンスストア等における振込みの方法による支出については、支出の相手方が領収書等が発行しない場合が想定されるため。  
なお、金融機関が発行した振込明細書（振込金受領証を含む。）がある場合は、領収書等を徴し難かった支出の明細書に代えて、振込明細書に係る支出目的書と併せて確認することとしてもよい。
  - ・ 口座振替の利用  
公共料金等の口座引落しの場合、支出の相手方によっては、領収書等が発行されない場合が想定されるため。  
なお、翌月分の請求書に前月分の口座引落しの口座引落しの案内が添付されているものについては、口座引落しの案内は領収書等に該当する。
28. 登録政治資金監査人は、上記以外の場合でも会計責任者等に対するヒアリングにおいて、領収書等を徴し難い事情と合理的に判断できる場合には、認めることとして差し支えないものであること。なお、ヒアリングにおいても判断がつかない場合は、政治資金適正化委員会に照会するものとする。

○「政治資金監査実施要領」をマニュアルに統合。

○マニュアルの統合に伴い、場所を移動。

○内容を明確にするため、表現を変更。

<p><b>IV. 会計責任者等に対するヒアリングに当たっての留意事項</b></p>	<p><b>VI. 会計責任者等に対するヒアリング</b></p>	<p>○「政治資金監査実施要領」をマニュアルに統合。</p>
<p>1. 会計責任者等に対するヒアリングの意義・目的</p> <p>1. 会計責任者等に対するヒアリングは、職業的専門家である登録政治資金監査人が会計責任者本人に対しヒアリングを行うことにより、領収書等の徴収漏れ又は亡失等により書面監査では国会議員関係政治団体の支出の状況が確認できなかったものについて、支出の実体を確認するとともに、書面監査で支出の状況を確認した国会議員関係政治団体の支出のうち一定の支出について適法性等を確認し、さらなる収支報告の適正の確保を図るものである。</p> <p>2. 併せて、国会議員関係政治団体の会計処理方法や会計帳簿の支出項目の区分の分類等を確認することにより、国会議員関係政治団体の会計処理の適正化も期待できるものである。</p> <p>2. ヒアリング事項</p> <p>3. 会計責任者等に対するヒアリングにおいては、以下に掲げる事項について、ヒアリングを行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計処理方法</li> <li>・ 支出項目の区分の分類</li> <li>・ 書面監査では支出の状況が確認できなかったもの</li> <li>・ 書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるもの</li> </ul> <p>4. 書面監査では支出の状況が確認できなかったものには、以下のものが該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>領収書等の徴収漏れ又は亡失により、領収書等がないもの</u></li> <li>・ <u>領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないもの</u></li> <li>・ <u>高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているもの</u></li> <li>・ 「政治資金監査実施要領」の「V. 領収書等を徴し難い事情の具体例」以外の事由で領収書等を徴し難かった支出の明細書に記載しているもの</li> </ul>	<p>1. 会計責任者等に対するヒアリングの意義・目的</p> <p>1. 会計責任者等に対するヒアリングは、職業的専門家である登録政治資金監査人が会計責任者本人に対しヒアリングを行うことにより、領収書等の徴収漏れ又は亡失等により書面監査では国会議員関係政治団体の支出の状況が確認できなかったものについて、支出の実体を確認するとともに、書面監査で支出の状況を確認した国会議員関係政治団体の支出のうち一定の支出について適法性等を確認し、さらなる収支報告の適正の確保を図るものである。</p> <p>2. 併せて、国会議員関係政治団体の会計処理方法や会計帳簿の支出項目の区分の分類等を確認することにより、国会議員関係政治団体の会計処理の適正化も期待できるものである。</p> <p>2. ヒアリング事項</p> <p>3. 会計責任者等に対するヒアリングにおいては、以下に掲げる事項について、ヒアリングを行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 会計処理方法</li> <li>(2) 支出項目の区分の分類</li> <li>(3) 書面監査では支出の状況が確認できなかったもの</li> <li>(4) 書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるもの</li> </ul> <p>(削除)</p>	<p>○内容を明確にするため、順序を整理。</p>

27. 法第19条の13第2項各号に掲げられた事項についての書類の確認（以下「書面監査」という。）を行うとともに、以下に掲げる事項について、「政治資金監査実施要領」の「IV. 会計責任者等に対するヒアリングに当たっての留意事項」により、会計責任者等に対しヒアリングを行うこと。

- ・ 会計処理方法
- ・ 支出項目の区分の分類
- ・ 領収書等の徴収漏れ又は亡失等により、書面監査では支出の状況が確認できなかったもの
- ・ 収支報告の適正を確保するため、書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるもの

#### 支出項目の区分の分類

政治団体の支出には、政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費と政治上の主義、施策の推進、支持、反対又は公職の候補者の推薦、支持、反対等の政治活動を行っていくための活動に要する経費とがあるが、前者を經常経費、後者を政治活動費とし、經常経費としては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費の4項目に、また、政治活動費としては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金、その他の経費の6項目に分類することとされている。

28. 会計責任者等に対するヒアリングは、原則として、会計責任者本人に対し行わなければならないこと。

29. なお、会計責任者の職務を補佐する者が、会計責任者等に対するヒアリングに同席し、登録政治資金監査人からの質問に回答することは差し支えないものであること。

30. 会計責任者等に対するヒアリングについては、必ず登録政治資金監査人が行わなければならないこと、使用人等のみで行ってはならないこと。

#### 会計責任者等に対するヒアリングの意義・目的

会計責任者等に対するヒアリングは、職業的専門家である登録政治資金監査人が会計責任者本人に対しヒアリングを行うことにより、領収書等の徴収漏れ又は亡失等により書面監査では国会議員関係政治団体の支出の状況が確認できなかったものについて、支出の実体を確認するとともに、書面監査で支出の状況を確認した国会議員関係政治団体の支出のうち一定の支出について適法性等を確認し、さらなる収支報告の適正の確保を図るものである。

併せて、国会議員関係政治団体の会計処理方法や会計帳簿の支出項目の区分の分類等を確認することにより、国会議員関係政治団体の会計処理の適正化も期待できるものである。

(削除)

#### 支出項目の区分の分類

政治団体の支出には、政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費と政治上の主義、施策の推進、支持、反対又は公職の候補者の推薦、支持、反対等の政治活動を行っていくための活動に要する経費とがあるが、前者を經常経費、後者を政治活動費とし、經常経費としては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費の4項目に、また、政治活動費としては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金、その他の経費の6項目に分類することとされている。

4. 会計責任者等に対するヒアリングは、原則として、会計責任者本人に対し行わなければならないこと。

5. なお、会計責任者の職務を補佐する者が、会計責任者等に対するヒアリングに同席し、登録政治資金監査人からの質問に回答することは差し支えないものであること。

6. 会計責任者等に対するヒアリングについては、必ず登録政治資金監査人が行わなければならないこと、使用人等のみで行ってはならないこと。

(削除)

○テキストの構成を変更。

### 会計責任者等に対するヒアリングの対象者

会計責任者等に対するヒアリングは、書面監査では国会議員関係政治団体の支出の状況が確認できなかったもの等について、その支出の実体を国会議員関係政治団体側に確認するものである。

したがって、これらの支出について最終的な責任を有する会計責任者本人に対してヒアリングを行うことを原則とし、会計責任者の職務を補佐する者が登録政治資金監査人からの質問に回答する際にも、会計責任者本人の立会いが求められるものである。

なお、会計責任者が病気であるなど、会計責任者本人へのヒアリングが現実的に困難な事情がある場合等は、会計責任者の職務代行者に対してヒアリングを行うこともやむを得ないものである。

### 会計責任者等に対するヒアリングの対象者

会計責任者等に対するヒアリングは、書面監査では国会議員関係政治団体の支出の状況が確認できなかったもの等について、その支出の実体を国会議員関係政治団体側に確認するものである。

したがって、これらの支出について最終的な責任を有する会計責任者本人に対してヒアリングを行うことを原則とし、会計責任者の職務を補佐する者が登録政治資金監査人からの質問に回答する際にも、会計責任者本人の立会いが求められるものである。

なお、会計責任者が病気であるなど、会計責任者本人へのヒアリングが現実的に困難な事情がある場合等は、会計責任者の職務代行者に対してヒアリングを行うこともやむを得ないものである。

5. 書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるものは、以下のとおりである。なお、書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項のヒアリングを妨げないものであること。

- ・ 政治資金監査を行った現場の\_\_\_\_\_事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費（光熱水費、家賃等）
- ・ 他の政治団体に対する支出
- ・ 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出

### (1) 会計処理方法

7. ヒアリングでは、まず、国会議員関係政治団体の会計処理方法についてヒアリングを行い、当該国会議員関係政治団体の会計処理の現状について把握すること。
8. 国会議員関係政治団体の会計処理方法については、以下に掲げる事項をヒアリングで確認すること。
  - ・ 国会議員関係政治団体の支出手続（支出伺い・決裁・支払方法等）について聴取し、会計責任者が会計処理を管理しているかどうか。
  - ・ 会計帳簿への記帳については、支出の都度行っているのか、ある程度の期間ごとに行っているのか。
  - ・ 会計処理に関してどのような書類を作成しているのか。
  - ・ 会計帳簿や領収書等について、どのように保管しているのか。
  - ・ 会計責任者の交代があった場合、どのように事務の引継ぎを行っているのか。

(p. 38、p. 47 へ移動)

**「書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項」とは**

登録政治資金監査人によるヒアリングを妨げないものとされている「書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項」として政治資金適正化委員会において議論となったものは、以下のとおりである。

- ・ 領収書への印紙の貼付漏れ  
受け取り金額が3万円以上の領収書への貼付が義務付けられている印紙の貼付漏れを発見した場合（印紙の貼付漏れは領収書の発行者側の問題であり、政治団体側の問題ではないが、政治資金監査において指摘することも想定される。）
- ・ 人件費関係書類の不備  
使用者に調製が義務付けられている賃金台帳の不備のほか、源泉徴収簿における税額計算の誤り等を発見した場合
- ・ 事務所の借料損料の取扱い  
会計帳簿等の事務所費に借料損料（地代、家賃）が記載されていない場合

**【参照条文】**

政治資金規正法施行規則（抄）

エ 事務所費 事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険金等の各種保険金、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。

**3. ヒアリングの実施方法**

6. ヒアリングでは、まず、国会議員関係政治団体の会計処理方法についてヒアリングを行い、当該国会議員関係政治団体の会計処理の現状について把握すること。
7. 国会議員関係政治団体の会計処理方法については、以下に掲げる事項をヒアリングで確認すること。
  - ・ 国会議員関係政治団体の支出手続（支出伺い・決裁・支払方法等）について聴取し、会計責任者が会計処理を管理しているかどうか。
  - ・ 会計帳簿への記帳については、支出の都度行っているのか、ある程度の期間ごとに行っているのか。
  - ・ 会計処理に関してどのような書類を作成しているのか。
  - ・ 会計帳簿や領収書等について、どのように保管しているのか。
  - ・ 会計責任者の交代があった場合、どのように事務の引継ぎを行っているのか。
8. 国会議員関係政治団体の会計処理方法についてのヒアリングの結果、会計処理を改善できるものがあつた場合には、必要に応じて、会計責任者等に対し助言等を行うこと。

(追加)

**会計責任者の事務の引継ぎ**

会計責任者の事務の引継ぎとは、政治団体の会計責任者の責務の重要性にかんがみ、前任者から後任者への事務の引継ぎが確実に行われるように、前任の会計責任者に対し引継義務を課し、政治団体の会計経理の恒常性と責任の一貫性を保持し、もって会計経理の公明と公正を図ろうとするものである。

**【参照条文】**

(会計責任者の事務の引継ぎ)

第15条 政治団体の会計責任者の更迭があつた場合においては、前任者は、退職の日から十五日以内に、その担任する事務を後任者に引き継がなければならない。

2 (略)

3 前二項の規定により引継ぎをする場合においては、引継ぎをする者において引継書を作成し、引継ぎの旨及び引継ぎの年月日を記載し、引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者においてともに署名捺印し、現金及び帳簿その他の書類とともに引継ぎをしなければならない。

9. 国会議員関係政治団体の会計処理方法についてのヒアリングの結果、会計処理を改善できるものがあつた場合には、必要に応じて、会計責任者等に対し助言等を行うこと。

**(2) 支出項目の区分の分類**

10. 会計帳簿の支出項目の区分の分類については、省令で定める分類基準に照らし、支出項目の区分の分類に誤りがないことの確認を会計責任者等に求めること。

**支出項目の区分の分類の確認**

政治資金監査において確認を求めるとしている支出項目の区分の分類とは、国会議員関係政治団体に係る支出が省令で定める分類基準に照らし、適切に分類されているかどうかであり、支出がそもそも国会議員関係政治団体に係る支出であるかどうかや、政治資金の用途として妥当かどうかの確認を求めるとは異なる。

**(3) 書面監査では支出の状況が確認できなかったもの**

11. 書面監査では支出の状況が確認できなかったものには、以下のものが該当する。
  - ・ 領収書等の徴収漏れ又は亡失により、領収書等がないもの
  - ・ 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないもの

○会計責任者の事務の引継ぎが、政治資金規正法の規定事項であることを明示。

9. 会計帳簿の支出項目の区分の分類については、省令で定める分類基準に照らし、支出項目の区分の分類に誤りがないことの確認を会計責任者等に求めること。

#### 支出項目の区分の分類の確認

政治資金監査において確認を求めている支出項目の区分の分類とは、国会議員関係政治団体に係る支出が省令で定める分類基準に照らし、適切に分類されているかどうかであり、支出がそもそも国会議員関係政治団体に係る支出であるかどうかや、政治資金の使途として妥当かどうかの確認を求めるものではない。

10. 領収書等の徴収漏れ又は亡失により支出の状況の確認ができないもの（人件費以外の経費の支出に限る。）については、領収書等亡失等一覧表のとおり当該経費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めること。

#### 領収書等亡失等一覧表の性格

領収書等亡失等一覧表は、領収書等を亡失等した事実を確認するものに過ぎず、登録政治資金監査人において亡失等した事情が正当かどうかを判断する性格のものではない。

11. 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況の確認できない人件費で、貸金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものについては、その事情を聴取し、人件費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めること。

12. 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについては、これらの領収書等が当該国会議員関係政治団体あてに発行された領収書等であることの確認を会計責任者等に求めること。

13. 「政治資金監査実施要領」の「V. \_\_\_\_\_領収書等を徴し難い事情の具体例」以外の事由で領収書等を徴し難かった支出の明細書に記載しているものについては、その事情を会計責任者等に確認すること。

- ・ 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているもの
- ・ \_\_\_\_\_の「V. 4. (2) 領収書等を徴し難い事情の具体例」以外の事情で領収書等を徴し難かった支出の明細書に記載しているもの

12. 領収書等の徴収漏れ又は亡失により支出の状況の確認ができないもの（人件費以外の経費の支出に限る。）については、領収書等亡失等一覧表のとおり当該経費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めること。

#### 領収書等亡失等一覧表の性格

領収書等亡失等一覧表は、領収書等を亡失等した事実を確認するものに過ぎず、登録政治資金監査人において亡失等した事情が正当かどうかを判断する性格のものではない。

13. 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況の確認できない人件費で、貸金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものについては、その事情を聴取し、人件費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めること。

14. 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについては、これらの領収書等が当該国会議員関係政治団体あてに発行された領収書等であることの確認を会計責任者等に求めること。

15. \_\_\_\_\_「V. 4. (2) 領収書等を徴し難い事情の具体例」以外の事情で領収書等を徴し難かった支出の明細書に記載しているものについては、その事情を会計責任者等に確認すること。

#### (4) 書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるもの

16. 書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるものは、以下のとおりである。なお、書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項のヒアリングを妨げないものであること。

- ・ 政治資金監査を行った現場の主たる事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費（光熱水費、家賃等）
- ・ 他の政治団体に対する支出
- ・ 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出

○表現を整理。

○同上。

○政治資金監査は、原則として、国会議員関係政治団体の主たる事務所で行うことを記載上も明記。

(p. 38 へ移動)

14. 政治資金監査を行った現場の \_\_\_\_\_ 事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費について、当該国会議員関係政治団体の活動に係る経常経費とそれ以外の経常経費とをどのようにあん分しているかを会計責任者等に確認すること。

15. 他の政治団体に対する支出については、 \_\_\_\_\_ 支出を受けた政治団体において適切な会計処理が行われていることの確認を会計責任者等に求めること。

16. 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出については、これらの支出に公職選挙法に抵触する支出が含まれていないことの確認を会計責任者等に求めること。

(p. 45 より移動)

**「書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項」とは**

登録政治資金監査人によるヒアリングを妨げないものとされている「書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項」として政治資金適正化委員会において議論となったものは、以下のとおりである。

- ・ 人件費関係書類の不備  
使用者に調製が義務付けられている賃金台帳の不備のほか、源泉徴収簿における税額計算の誤り等を発見した場合
- ・ 事務所の借料損料の取扱い  
会計帳簿等の事務所費に借料損料（地代、家賃）が記載されていない場合

**【参照条文】**

政治資金規正法施行規則（抄）

エ 事務所費 事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険金等の各種保険金、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。

17. 政治資金監査を行った現場の 主たる事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費について、当該国会議員関係政治団体の活動に係る経常経費とそれ以外の経常経費とをどのようにあん分しているかを会計責任者等に確認すること。

18. 他の政治団体に対する支出の 有無を聴取し、ある場合には当該支出を受けた政治団体において適切な会計処理が行われていることの確認を会計責任者等に求めること。

19. 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出については、これらの支出に公職選挙法に抵触する支出が含まれていないことの確認を会計責任者等に求めること。

○政治資金監査は、原則として、国会議員関係政治団体の主たる事務所で行うことを記載上も明記。  
○ヒアリングの内容を明確化するため、表現を変更。

### 「公職選挙法に抵触する支出」とは

公職の候補者は、当該選挙区又は選挙の行われる区域内にある者に対し、名義を問わず、原則として寄附をしてはならない（公選法第199条の2第1項）。

また、公職の候補者以外の者であっても、公職の候補者を寄附の名義人として当該選挙区又は選挙の行われる区域内にある者に対し、原則として寄附をしてはならない（公選法 第199条の2第2項）。

一般に国会議員関係政治団体は、当該国会議員関係政治団体が推薦等する公職の候補者の選挙区又は選挙の行われる区域内にある者に対し、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされる寄附をすることは禁止されている（公選法 第199条の5第1項）。

#### 【参照条文】

公職選挙法（昭和25年4月15日法律第100号）

（公職の候補者等の寄附の禁止）

第199条の2 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。）は、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域。以下この条において同じ。）内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者等の親族に対してする場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会（参加者に対して饗応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く。）が行われるようなもの、当該選挙区外において行われるもの及び第199条の5第4項各号の区分による当該選挙ごとに当該各号に定める期間内に行われるものを除く。以下この条において同じ。）に関し必要やむを得ない実費の補償（食事についての実費の補償を除く。以下この条において同じ。）としてする場合は、この限りでない。

2 公職の候補者等を寄附の名義人とする当該選挙区内にある者に対する寄附については、当該公職の候補者等以外の者は、いかなる名義をもつてするを問わず、これをしてはならない。ただし、当該公職の候補者等の親族に対してする場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償としてする場合は、この限りでない。

3・4 （略）

（後援団体に関する寄附等の禁止）

第199条の5 政党その他の団体又はその支部で、特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるもの（以下「後援団体」という。）は、当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）に対し寄

### 「公職選挙法に抵触する支出」とは

公職の候補者は、当該選挙区又は選挙の行われる区域内にある者に対し、名義を問わず、原則として寄附をしてはならない（公職選挙法第199条の2第1項）。

また、公職の候補者以外の者であっても、公職の候補者を寄附の名義人として当該選挙区又は選挙の行われる区域内にある者に対し、原則として寄附をしてはならない（公職選挙法第199条の2第2項）。

一般に国会議員関係政治団体は、当該国会議員関係政治団体が推薦等する公職の候補者の選挙区又は選挙の行われる区域内にある者に対し、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされる寄附をすることは禁止されている（公職選挙法第199条の5第1項）。

#### 【参照条文】

公職選挙法（昭和25年\_\_\_\_\_法律第100号）

（公職の候補者等の寄附の禁止）

第199条の2 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。）は、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域。以下この条において同じ。）内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者等の親族に対してする場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会（参加者に対して饗応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く。）が行われるようなもの、当該選挙区外において行われるもの及び第199条の5第4項各号の区分による当該選挙ごとに当該各号に定める期間内に行われるものを除く。以下この条において同じ。）に関し必要やむを得ない実費の補償（食事についての実費の補償を除く。以下この条において同じ。）としてする場合は、この限りでない。

2 公職の候補者等を寄附の名義人とする当該選挙区内にある者に対する寄附については、当該公職の候補者等以外の者は、いかなる名義をもつてするを問わず、これをしてはならない。ただし、当該公職の候補者等の親族に対してする場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償としてする場合は、この限りでない。

3・4 （略）

（後援団体に関する寄附等の禁止）

第199条の5 政党その他の団体又はその支部で、特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるもの（以下「後援団体」という。）は、当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）に対し寄

○表現を整理

○同上。

○同上。

○表現を統一。



附をする場合及び当該後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関し寄附（花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされるもの及び第4項各号の区分による当該選挙ごとの一定期間内にされるものを除く。）をする場合は、この限りでない。

2～4 （略）

#### 4. その他の留意事項

17. 会計責任者等に対するヒアリングは、原則として、会計責任者本人に対し行わなければならないこと。
18. なお、会計責任者の職務を補佐する者が、会計責任者等に対するヒアリングに同席し、登録政治資金監査人からの質問に回答することは差し支えないものであること。
19. 会計責任者等に対するヒアリングについては、必ず登録政治資金監査人が行わなければならないこと、使用人等のみで行ってはならないこと。

附をする場合及び当該後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関し寄附（花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされるもの及び第4項各号の区分による当該選挙ごとの一定期間内にされるものを除く。）をする場合は、この限りでない。

2～4 （略）

#### 3. その他の留意事項

20. 会計責任者等に対するヒアリングは、原則として、会計責任者本人に対し行わなければならないこと。
21. なお、会計責任者の職務を補佐する者が、会計責任者等に対するヒアリングに同席し、登録政治資金監査人からの質問に回答することは差し支えないものであること。
22. 会計責任者等に対するヒアリングについては、必ず登録政治資金監査人が行わなければならないこと、使用人等のみで行ってはならないこと。

## V. 政治資金監査報告書

1. 登録政治資金監査人は、政治資金監査を行ったときは、政治資金監査報告書を作成しなければならない（法第19条の13第3項）。

### 1. 政治資金監査報告書の記載事項

1. 政治資金監査報告書には、政治資金監査マニュアルに基づいて行った政治資金監査の概要及び結果並びに業務制限に該当するか否かを簡潔明瞭に記載し、かつ、当該政治資金監査報告書を作成した登録政治資金監査人本人が、作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押すこと。

2. 政治資金監査報告書の記載事項は、以下のとおりである。

- ・ 表題（「政治資金監査報告書」）
- ・ 日付
- ・ あて先
- ・ 登録政治資金監査人の氏名、登録番号及び研修の修了日
- ・ 監査の概要
- ・ 監査の結果
- ・ 業務制限

### 2. 政治資金監査報告書作成に当たっての留意事項

3. 政治資金監査報告書は、国会議員関係政治団体の会計責任者が都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に収支報告書を提出するときに、併せて提出されるものであること（法第19条の14）。
4. 都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出された政治資金監査報告書は、これらを受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会において、当該政治資金監査報告書に係る収支報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存されるときに、何人も、この期間、政治資金監査報告書の閲覧又は写しの交付を請求することができるものであること（法第20条の2第1項・第2項）。
5. 政治資金監査報告書の日付は、登録政治資金監査人の責任の範囲に関わる重要事項であり、登録政治資金監査人が自らの責任において政治資金監査が終了したと判断したときの日付とすべきであり、通常の場合には、書面監査及び会計責任者等に対するヒアリングの終了した日となること。

## VI. 政治資金監査報告書

1. 登録政治資金監査人は、政治資金監査を行ったときは、政治資金監査報告書を作成しなければならない（法第19条の13第3項）。

2. 政治資金監査報告書は、国会議員関係政治団体の会計責任者が都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に収支報告書を提出するときに、併せて提出されるものであること（法第19条の14）。

3. 都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出された政治資金監査報告書は、これらを受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会において、当該政治資金監査報告書に係る収支報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存されるときに、何人も、この期間、政治資金監査報告書の閲覧又は写しの交付を請求することができるものであること（法第20条の2第1項・第2項）。

### 1. 政治資金監査報告書の記載事項

4. 政治資金監査報告書の記載事項は、以下のとおりである。

- ・ 表題（「政治資金監査報告書」）
- ・ 日付
- ・ あて先
- ・ 登録政治資金監査人の氏名、登録番号及び研修の修了日
- ・ 監査の概要
- ・ 監査の結果
- ・ 業務制限

5. 政治資金監査報告書の用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

6. 政治資金監査報告書の表題は、「政治資金監査報告書」とすること。

7. 政治資金監査報告書の日付は、登録政治資金監査人の責任の範囲に関わる重要事項であり、登録政治資金監査人が自らの責任において政治資金監査が終了したと判断したときの日付とすべきであり、通常の場合には、書面監査及び会計責任者等に対するヒアリングの終了した日となること。

○「政治資金監査実施要領」をマニュアルに統合。

<p>6. 政治資金監査報告書のあて先は、政治資金監査を受けた国会議員関係政治団体の代表者あてとすること。</p> <hr/> <p>7. 政治資金監査報告書の監査の概要は、以下に掲げる事項を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ _____ 監査の根拠規定</li> <li>・ _____ 監査の対象書類と _____ 対象期間</li> <li>・ 実施した基準</li> <li>・ 責任の所在と範囲</li> </ul> <p>8. _____ 監査の根拠規定については、当該政治資金監査が「法第19条の13第1項の規定に基づく」<u>監査</u>である旨を記載すること。</p> <p>9. _____ 監査の対象書類については、_____ 監査の対象となった収支報告書等の _____ 対象書類を記載すること。また、対象期間については、_____ 監査の対象となった収支報告書等に係る会計の開始日と終了日を記載すること。</p> <p>10. 実施した基準については、「政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）」に基づき、政治資金監査を実施した旨を記載すること。</p> <p>11. 責任の所在と範囲については、国会議員関係政治団体の会計責任者と登録政治資金監査人との関係や役割分担を明確にするため、政治資金規正法によりそれぞれが負う責任の範囲を記載すること。</p> <p>12. 政治資金監査報告書の監査の結果は、政治資金監査マニュアルに基づき書面監査及び会計責任者等に対するヒアリングを実施した結果を記載すること。</p> <p>13. 政治資金監査報告書の業務制限は、登録政治資金監査人が法第19条の13第5項に規定する一定の関係を国会議員関係政治団体と有していないことを記載するものであること。また、政治資金監査の業務を補助した使用人等についても、同様の関係を有しない場合には、その旨を記載することが望ましいものであること。</p>	<p>8. 政治資金監査報告書のあて先は、政治資金監査を受けた国会議員関係政治団体の代表者あてとすること。</p> <p>なお、<u>政治資金監査報告書に記載する国会議員関係政治団体の名称は、当該団体の正式名称を記載すること。</u></p> <p>9. 政治資金監査報告書には、政治資金監査マニュアルに基づいて行った政治資金監査の概要及び結果並びに業務制限に該当するか否かを簡潔明瞭に記載し、かつ、当該政治資金監査報告書を作成した登録政治資金監査人本人が、作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押すこと。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><b>自署し、かつ、自己の印を押すこと</b></p> <p style="text-align: center;"><u>登録政治資金監査人本人が自署し、かつ、自己の印を押していない政治資金監査報告書は、再提出を求められることがあるので留意すること。</u></p> </div> <p>10. 登録政治資金監査人の登録番号及び研修修了年月日については、登録政治資金監査人名簿への登録番号及び政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修の修了年月日を記載すること。</p> <p>11. 政治資金監査報告書の監査の概要は、以下に掲げる事項を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>政治資金監査の根拠規定</u></li> <li>・ <u>政治資金監査の対象書類及び対象期間</u></li> <li>・ 実施した基準</li> <li>・ 責任の所在と範囲</li> </ul> <p>12. <u>政治資金監査の根拠規定</u>については、当該政治資金監査が「法第19条の13第1項の規定に基づく」<u>もの</u>である旨を記載すること。</p> <p>13. <u>政治資金監査の対象書類</u>については、政治資金監査の対象とした収支報告書及び当該報告書に係る会計帳簿等の関係書類を記載すること。また、対象期間については、<u>政治資金監査の対象とした年を記載し、併せて当該年の収支報告書による報告の対象となったすべての期間について政治資金監査を実施した旨</u> _____ を記載すること。</p> <p>14. 実施した基準については、「政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）」に基づき、政治資金監査を実施した旨を記載すること。</p> <p>15. 責任の所在と範囲については、国会議員関係政治団体の会計責任者と登録政治資金監査人との関係や役割分担を明確にするため、政治資金規正法によりそれぞれが負う責任の範囲を記載すること。</p>	<p>○提出された政治資金監査報告書の実例から、誤りの多かった事項について注意喚起を追加。</p> <p>○自署及び押印の両方を備えていない実例が存在することから、注意を喚起。</p> <p>○表現を変更。</p> <p>○同上。</p> <p>○内容を明確にするため、表現を変更。</p> <p>○誤りを招きやすいため、記載を簡素化。</p>
---	---	--

### 政治資金監査報告書の「業務制限」における使用人等の取扱い

政治資金規正法は、登録政治資金監査人本人について業務制限を設けているのみであって、政治資金監査業務を補助する使用人等については、何ら制限を設けていないところである。

しかしながら、政治資金監査においては、「I. 3. 政治資金監査の基本的性格」にあるように、外部性の確保が重要であり、使用人等についても登録政治資金監査人が業務を制限される場合と同様の関係を有しない場合は、その旨も明らかにすることにより、政治資金監査の外部性がより明確に示されるものであるため、これを政治資金監査報告書に記載することが望ましいとしたものである。

14. このほか、政治資金監査報告書の作成に当たっては、「政治資金監査実施要領」の「VI. 政治資金監査報告書記載要領」によること。

2. 政治資金監査報告書の用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

3. 政治資金監査報告書の表題は、「政治資金監査報告書」とすること。

4. 登録政治資金監査人の登録番号及び研修修了年月日については、登録政治資金監査人名簿への登録番号及び政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修の修了年月日を記載すること。

5. 監査の結果については、政治資金監査マニュアルに基づいて行った政治資金監査の結果を、記載例に従って記載すること。

- ・ 監査 事項について確認できないものがない場合、記載例（1）の例によること。
- ・ 会計帳簿に記載不備がある場合、支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等、記載不備がある記載事項の種類を明らかにした上、記載例（2）の例によること。
- ・ 領収書等の徴収漏れ又は亡失により支出の状況が確認できなかったもの（人件費以外の経費の支出に限る。）がある場合、会計責任者から提出された領収書等亡失等一覧表を添付の上、記載例（3）の例によること。
- ・ このほか、会計責任者等に対するヒアリングを行った結果、なお支出の状況が確認できなかったもの（「政治資金監査実施要領」の「IV. 会計責任者等に対するヒアリングに当たっての留意事項」を参照のこと。）がある場合、その内容を明らかにした上、記載例（3）の例によること。

（追加）

16. 政治資金監査報告書の監査の結果は、政治資金監査マニュアルに基づき書面監査及び会計責任者等に対するヒアリングを実施した結果を記載すること。

17. 監査の結果については、政治資金監査マニュアルに基づいて行った政治資金監査の結果を、記載例に従って記載すること。

- ・ 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた 場合、記載例（1）の例によること。
- ・ 会計帳簿に記載不備がある場合、支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等、記載不備がある記載事項の種類を明らかにした上、記載例（2）の例によること。
- ・ 政治資金監査マニュアルに基づき会計帳簿に記載された支出と突合を行うこととなる書面が存在しない支出がある場合、以下に掲げる区分に従い、その内容を明らかにした上、記載例（3）の例によること。
  - ① 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書がなく、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されていないもの（人件費以外の経費の支出に限る。） 会計責任者から提出された領収書等亡失等一覧表を添付の上、（別記）（1）の例によること。
  - ② 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、貸金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないもの 件数及び総額を明らかにした上、（別記）（2）の例によること。
  - ③ 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているもので、会計責任者に対するヒアリングを行った結果、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたとは認められないと判断されるもの 支出の日付、支出項目の区分の分類及び金額を明らかにした上で、（別記）（3）の例によること。  
また、上記①～③に加え、政治資金監査マニュアルに基づき会計帳簿に記載された支出と突合を行うこととなる書面が存在しない支出として、（別記）（1）～（3）以外の記載が必要と判断した事項がある場合は、政治資金適正化委員会に照会すること。

### 会計帳簿等の関係書類の記載方法について

記載例（1）～（3）のいずれの例による場合でも、監査報告書中「2. 監査の結果」は、政治資金監査において確認した会計帳簿等の関係書類の保存の実態に応じ、以下に基づき記載すること。

- ・ 「2. 監査の結果（1）」については、政治資金監査において保存されていることを確認した書類の名称を記載すること。
- ・ なお、当該国会議員関係政治団体の支出の状況により、政治資金規正法上、保存又は作成する必要がなかった書類がある場合は、その旨を記載しても差し支えないこと。

○政治資金監査報告書は、記載例に従って作成することを明示（記載順を変更）。

○登録政治資金監査人より質問の多い事項のため、補足説明を追加。

**「支出の状況が確認できなかったもの」とは**

支出の状況が確認できなかったものとは、政治資金監査実施要領の「IV. 2. 4.」に規定する書面監査では支出の状況が確認できなかったものをいい、政治資金監査報告書には、これらの支出について会計責任者等に対するヒアリングを行った結果、なお支出の状況が確認できなかったものを記載すること。

6. 登録政治資金監査人は、政治資金監査報告書の作成において、記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合は、政治資金適正化委員会に照会するものとすること。

(例) 領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が存在しなかった場合  
(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書及び領収書等が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）に係る領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書は存在しなかった。

- ・ 「2. 監査の結果(3)」については、政治資金監査において、当該書類に基づき収支報告書に支出の状況が表示されていることを確認した書類の名称を記載すること。
- ・ 「2. 監査の結果(4)」については、領収書等を徴し難かった支出の明細書等が存在しなかった場合には、その旨を記載すること。

(削除)

18. 政治資金監査報告書の業務制限は、登録政治資金監査人が法第19条の13第5項に規定する一定の関係を国会議員関係政治団体と有していないことを記載するものであること。また、政治資金監査の業務を補助した使用人等についても、同様の関係を有しない場合には、その旨を記載することが望ましいものであること。

**政治資金監査報告書の「業務制限」における使用人等の取扱い**

政治資金規正法は、登録政治資金監査人本人について業務制限を設けているのみであって、政治資金監査業務を補助する使用人等については、何ら制限を設けていないところである。

しかしながら、政治資金監査においては、「I. 3. 政治資金監査の基本的性格」にあるように、外部性の確保が重要であり、使用人等についても登録政治資金監査人が業務を制限される場合と同様の関係を有しない場合は、その旨も明らかにすることにより、政治資金監査の外部性がより明確に示されるものであるため、これを政治資金監査報告書に記載することが望ましいとしたものである。

19. 登録政治資金監査人は、政治資金監査報告書の作成において、記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合は、政治資金適正化委員会に照会すること。

○内容の重複。

○表現を整理。

## 3. 政治資金監査報告書記載例

## (1) 監査事項について確認できないものがない場合

## 政治資金監査報告書

平成×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇 〇 〇 〇 ㊟

登録番号 第 × × × × 号

研修修了年月日 平成×年×月×日

## 1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの法第12条第1項に規定する報告書（※1）並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。

## 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会

## 2. 政治資金監査報告書記載例

## (1) 監査事項についてすべて確認できた 場合

## 政治資金監査報告書

平成×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇 〇 〇 〇 ㊟

登録番号 第 × × × × 号

研修修了年月日 平成×年×月×日

## 1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。

## 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会

○表現を整理。

○誤りを招きやすいため、記載を簡素化。

<p>議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。</p> <p>(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。</p> <p>(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。</p> <p>3 業務制限</p> <p>〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。</p> <p>また、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。</p> <p style="text-align: center;">以 上</p>	<p>議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。</p> <p>(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。</p> <p>(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。</p> <p>3 業務制限</p> <p>〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。</p> <p>また、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。</p> <p style="text-align: center;">以 上</p>	
<p>(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する報告書」とすること。</p> <p>(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにした上で政治資金監査の実施場所を特定すること。</p> <p>(注) 政治資金監査を_____事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができることを条件として以下の場合が考えられること。</p> <p>① 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合</p> <p>② 同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合</p>	<p>(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する報告書」とすること。</p> <p>(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにした上で政治資金監査の実施場所を特定すること。</p> <p>(注) 政治資金監査を<u>主たる</u>事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができることを条件として以下の場合が考えられること。</p> <p>① 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合</p> <p>② 同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合</p>	<p>○政治資金監査は、原則として、国会議員関係政治団体の主たる事務所で行うことを記載上も明記。</p>

## (2) 会計帳簿に記載不備がある場合

## 政治資金監査報告書

平成×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟

登録番号 第 ×××× 号

研修修了年月日 平成×年×月×日

## 1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの法第12条第1項に規定する報告書（※1）並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。

## 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、〇〇（※3）の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

## (2) 会計帳簿に記載不備がある場合

## 政治資金監査報告書

平成×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟

登録番号 第 ×××× 号

研修修了年月日 平成×年×月×日

## 1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。

## 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、〇〇（※3）の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

〇誤りを招きやすいため、記載を簡素化。



<p>(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。</p> <p>(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。</p> <p>3 業務制限  ○○○○(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。  また、○○○○(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。</p> <p style="text-align: center;">以 上</p>	<p>(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。</p> <p>(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。</p> <p>3 業務制限  ○○○○(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。  また、○○○○(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。</p> <p style="text-align: center;">以 上</p>	
<p>(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する報告書」とすること。</p> <p>(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにした上で政治資金監査の実施場所を特定すること。なお、政治資金監査を_____事務所で行わないことができる例外については、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。</p> <p>(※3) 支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等の会計帳簿の記載事項の種類を記載すること。</p>	<p>(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する報告書」とすること。</p> <p>(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにした上で政治資金監査の実施場所を特定すること。なお、政治資金監査を<u>主たる</u>事務所で行わないことができる例外については、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。</p> <p>(※3) 支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等の会計帳簿の記載事項の種類を記載すること。</p>	<p>○政治資金監査は、原則として、国会議員関係政治団体の主たる事務所で行うことを記載上も明記。</p>

## (3) 領収書等の徴収漏れ又は亡失等がある場合

## 政治資金監査報告書

平成×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟

登録番号 第 ×××× 号

研修修了年月日 平成×年×月×日

## 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの法第12条第1項に規定する報告書（※1）並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。

## 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、（別記）を除き、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

## (3) 領収書等の徴収漏れ又は亡失等がある場合

## 政治資金監査報告書

平成×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟

登録番号 第 ×××× 号

研修修了年月日 平成×年×月×日

## 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。

## 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、（別記）を除き、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

〇誤りを招きやすいため、記載を簡素化。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

(別記)(※3)

(1) 別添の「領収書等亡失等一覧表」

(2) 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費(×件、計××××円)

(3) ○○○○(国会議員関係政治団体名)に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの

(××月××日・××費・××××円)

・ 領収書等のあて名に記載されていた名称

○○○○○○

### 3 業務制限

○○○○(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、○○○○(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

(別記)(※3)

(1) 別添の「領収書等亡失等一覧表」

(2) 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費(×件、計××××円)

(3) ○○○○(国会議員関係政治団体名)に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの

(××月××日・××費・××××円)

・ 領収書等のあて名に記載されていた名称

○○○○○○

### 3 業務制限

○○○○(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、○○○○(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する報告書」とすること。

(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにした上で政治資金監査の実施場所を特定すること。なお、政治資金監査を\_\_\_\_事務所で行わないことができる例外については、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。

(※3)(2)及び(3)については、該当するものがある場合に記載すること。記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合には、政治資金適正化委員会に照会すること。

(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する報告書」とすること。

(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにした上で政治資金監査の実施場所を特定すること。なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外については、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。

(※3)(2)及び(3)については、該当するものがある場合に記載すること。記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合には、政治資金適正化委員会に照会すること。

○政治資金監査は、原則として、国会議員関係政治団体の主たる事務所で行うことを記載上も明記。

(別添)

領収書等亡失等一覧表

支出の目的		金 額	年月日	備 考
項 目	摘 要			
何 々				
	1 何々	5,000	○. 1. 1	
	2 何々	50,000	〃. 3. 1	A山一郎・東京都〇〇区〇〇町〇〇番地

※ 本表は、国会議員関係政治団体において作成され、登録政治資金監査人に対して提出されたものである。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等の徴収漏れ又は亡失により、領収書等がない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）を記載すること。
- 3 収支報告書に記載すべき支出（国会議員関係政治団体である間に行った支出にあつては人件費以外の経費で1件1万円を超える支出）にあつては、当該支出を受けた者の氏名及び住所を「備考」欄に記載すること。
- 4 会計責任者等が特に必要と判断する場合には、領収書等を徴収漏れ又は亡失した事情を「備考」欄に記載することができる。ただし、当該事情については、政治資金監査の対象とならないことに留意すること。

(別添)

領収書等亡失等一覧表

支出の目的		金 額	年月日	備 考
項 目	摘 要			
何 々				
	1 何々	5,000	○. 1. 1	
	2 何々	50,000	〃. 3. 1	A山一郎・東京都〇〇区〇〇町〇〇番地

※ 本表は、国会議員関係政治団体において作成され、登録政治資金監査人に対して提出されたものである。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等の徴収漏れ又は亡失により、領収書等がない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）を記載すること。
- 3 収支報告書に記載すべき支出（国会議員関係政治団体である間に行った支出にあつては人件費以外の経費で1件1万円を超える支出）にあつては、当該支出を受けた者の氏名及び住所を「備考」欄に記載すること。
- 4 会計責任者等が特に必要と判断する場合には、領収書等を徴収漏れ又は亡失した事情を「備考」欄に記載することができる。ただし、当該事情については、政治資金監査の対象とならないことに留意すること。